

官報

号外 昭和二十二年十一月二十七日

○第一回 参議院會議錄第五十七号

昭和二十二年十一月二十六日（水曜）
午前十時三十七分開議

議事日程 第五十六号

昭和二十二年十一月二十六日

午前十時開議

第一 郵便貯金法案（内閣提出）

（委員長報告）

第二 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（委員長報告）

第三 清水港、甲府市間を國道とすることに關する請願（委員長報告）

（委員長報告）

第四 秋田縣米代川及び阿仁川改修速成に關する請願

（委員長報告）

第五 千曲川及びさい川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第六 黒瀬川及び中川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第七 賀茂川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第八 常願寺川改修速成に關する請願

（委員長報告）

第九 最上川災害復旧工事の促進に關する請願

（委員長報告）

第十 旭川改修工事促進に關する請願

（委員長報告）

第十一 霞ヶ浦北浦治水工事に關する請願

（委員長報告）

第十二 吉井川下流改修工事費増額に關する請願

（委員長報告）

第十三 表六甲山系の治水事業促進に關する請願

（委員長報告）

第十四 飯川治水工事促進に關する請願

（委員長報告）

第十五 木曾川上流改修工事に關する請願

（委員長報告）

第十六 信濃川の堤防工事促進並びに建設省の設置に關する請願

（委員長報告）

第十七 荒川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第十八 利根川改修区域を銚子河口まで延長することに關する請願

（委員長報告）

第十九 山口縣下の道路改修工事に關する請願

（委員長報告）

第二十 縣道手鎌南關線改修工事に關する請願

（委員長報告）

第二十一 旭川改修工事促進に關する請願

（委員長報告）

第二十二 重信川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第二十三 蘆田川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第二十四 天龍川堤防復旧工事施行に關する請願

（委員長報告）

第二十五 加古川中流改修工事に關する請願

（委員長報告）

第二十六 鯖石川外二河川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第二十七 姫路市濱縣道の一部改修工事に關する請願

（委員長報告）

第二十八 瀬戸内海國立公園区域に愛媛縣を編入することに關する請願

（委員長報告）

第二十九 美濃川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第三十 常願寺川改修工事促進に關する請願

（委員長報告）

第三十一 北上川堤防補強工事施行に關する請願

（委員長報告）

第三十二 狩野川改修工事並びに放水路開鑿に關する請願

（委員長報告）

第三十三 重信川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第三十四 國道第二号線改修工事施行に關する請願

（委員長報告）

第三十五 大淀川改修区域の國直精測調査に關する請願

（委員長報告）

第三十六 大淀川改修工事促進に關する請願

（委員長報告）

第三十七 鮎喰川改修工事に關する請願

（委員長報告）

第三十八 兵庫縣赤穂御崎海岸一帶を瀬戸内海國立公園に編入することに關する請願

（委員長報告）

第三十九 山陽國道玉島町附近改良工事に關する請願

（委員長報告）

第四十 國字國語問題の研究機關設置に關する請願

（委員長報告）

第四十一 日本放送電氣株式會社水力發電工事に關する請願

（委員長報告）

第四十二 配電強化に關する請願

（委員長報告）

第四十三 でん粉加工事業用電力の取扱に關する請願

（委員長報告）

第四十四 電力割當に關する請願

（委員長報告）

第四十五 五十里えん堤の築設促進に關する陳情

（委員長報告）

第四十六 江合、鳴瀬及び吉田三川改修工事に關する陳情

（委員長報告）

第四十七 迫川改修工事に關する陳情（二件）

（委員長報告）

第四十八 荒川落堀改修工事に關する陳情

（委員長報告）

第四十九 阿讃川その他の河川改修工事に關する陳情（委員長報告）

第五十 利根川水系改修工事に關する陳情

（委員長報告）

第五十一 北利根川並びに常陸川改修工事に關する陳情

（委員長報告）

第五十二 荒川改修工事促進に關する陳情

（委員長報告）

第五十三 菊川改修工事に關する陳情

（委員長報告）

第五十四 山國川改修工事國營施行に關する陳情

（委員長報告）

第五十五 入間川改修工事に關する陳情

（委員長報告）

第五十六 江合川堤防工事促進に關する陳情

（委員長報告）

第五十七 觀光國策の確立に關する陳情

（委員長報告）

第五十八 九州地方における電力復興に關する陳情

（委員長報告）

第五十九 關東地方電源増強に關する陳情

（委員長報告）

○議長（松平恒雄君） 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。去る二十二日委員長から左の報告書を提出した。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書
國土計畫委員會請願審査報告書第二号
國土計畫委員會請願特別報告第五号

國土計画委員会陳情審査報告書第一号

國土計画委員会陳情特別報告第一号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

農機具生産用並に小農具生産及補修用資材等の所費数量確保に関する質問主意書(須永一君提出)
同日左の質問主意書を内閣に轉送した。
農時公債に関する質問主意書(北條秀一君提出)
小作料金指定價格不公平に関する質問主意書(木槍三四郎君提出)
同日委員長から左の報告書を提出した。
決算委員会審査報告書
郵便貯金法案可決報告書
昨二十五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
財閥同族支配力排除法案
國の利害に關係のある訴訟について
の最高法務總裁の権限等に関する法律案
消防組織法案
食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案
同日内閣から左の答弁書を受領した。
參議院議員池田恒雄君提出滿洲開拓移住民に関する質問に対する答弁書
參議院議員小川友三君提出治安協會等に関する質問に対する答弁書
參議院議員小川友三君提出現農地主食糧二倍化等に関する質問に対する答弁書
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案

都會地購入抑制緊急措置令を改正する法律案
關稅法の一部を改正する法律案
橫濱貨港を開港に指定する等の法律案
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員會に付託した。
財閥同族支配力排除法案
財政及び金融委員會に付託
消防組織法案
治安及び地方制度委員會に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを鐵工業委員會に付託した。
臨時石炭營業管理法
滿洲開拓移住民に関する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。
昭和二十二年十一月十五日
池田 恒雄
參議院議長松平恒雄殿
滿洲開拓移住民に関する質問主意書(一〇、一四、内閣參甲九七号參照)

法律の見解としては形式的に別個であつても、運動としては同一のものであり、その主催者は加藤完治であつて、それが内閣思想のオアシスであつたことは世間ひとしく認めてゐるところである。しかるに、この國民高等學校が、今日でも旧態のまま農村青年子女の教育を續けてゐるがこれはどうした訳か。
(3) 内閣訓練所と隣接し姉妹的活動をしておつた日滿鐵工青少年技術員養成所とはどのようなものか。
第二
(1) 滿洲移住協會は終戰當時解散したといふが、その當時の人事並びに財産目録を詳細に報告されたか。
(2) 滿洲移住協會は財團法人であつたとしても、事實國庫補助により國家事業たる滿蒙侵略のための特務機關であつたことは明かである。従つてその人事並びに財産は官公の財産人事に準じて処分されるべきものと思ふがどうか。
(3) 右協會の財産の譲渡先は一、開拓民援護會、二、全國農業會、三、地元町村、四、開拓民掃農者の四つに分類出来る。それでこの四つの分類に従つてその譲渡したる財産の目録と價格を

詳らかにし、且つその價格評價の合法的標準を詳らかにされたか。
尚、右の特定の譲渡先はいかなる合法的標準があつて選定されたか。
(4) 一部の土地は掃蕩する者に提供したとあるが、この掃蕩者は引揚たる開拓民か否か。
(5) 現在、内閣訓練所關係の土地は開拓民援護會、全國農業會の二者が所有する部分を除きその所有權のいかんを別として、旧訓練所職員によつて占有使用され、農具、役畜、住宅等も同様占有占拠されてゐるがこれは何等か合法的基準によつて政府が指置したものか、それともいわゆる内閣殘黨の掠奪行為か。
これに關係する事實を詳細調査の上報告されたい。
(6) 建物の一部は附近の村に分譲したとあるが、附近の村役場その他の團體又は個人について私の聴取したかぎりでは答弁のとおり事實なし、そして極めて最近において地元と關係によつて取引されつゝある事實あり、政府答弁との相異甚だしいが、どうした訳か。
第三
(1) 一部の建物を引揚者の收容施設として利用してゐるという

が、現在まで内原施設に收容したる引揚者の状況を詳らかにされたい。

尙、これらの收容者に対する職業その他更生のためにどのような指導を與えたかを詳細に説明されたい。

(2) 開拓民の送附は政府の仕事であつた。従つてその引揚に對する援護は當然政府の責任であつて、政府自らなすべきものと思ふが現在政府は直接どのような援護をしてゐるか。

(3) 開拓民引揚も一般と同様で特別の取扱ひをしないといふことは至極當然であるが、その更生のための援護の道は異なるべきものと思ふ。

私の見聞のかぎりでは開拓民引揚者は内地の緊急開拓地において極めて良好なる成績を示している。従つてこの開拓民を緊急開拓に向かしめる政府の措置を喜ぶのであるが、このさいその婦農状況を詳らかに示されたい。

(4) 開拓民援護会は開拓民に對する特別の取扱ひをする施設といふことにはならないか。

(5) 開拓民の援護更生と内地開拓農業の積極的推進のため特に開拓民の婦農と開拓事業とを合理的に結合せしめてゆくような施策を必要とすると思ふが、政府に

その発案がないか。

第四

(1) 開拓民援護会の経営の状況を知らされたい。

(2) 右援護会の現在の人事並に財産の動態を知らされたい。

(3) 右援護会の事業報告を詳しく説明されたい。

第五

(1) 終戦に際して滿洲移住協会は解散し職員は離散したというが事実を反している。

(2) 右協会は一應法律の見解としては解散手續はとられたやうであるが、直ちに援護会に改組発展せしめ、送附訓練と引揚援護即ち往を復に轉換したにすぎない。しかも職員は離散せず、そのまゝ後継機關に勤務している。

(3) 内原訓練所中幹部訓練所と病院は全國農業会に移管されたにすぎない。事業は旧態のまま旧來の役職員によつて独立的に存立し旧來の事業を繼續している。それは經營を農林省助成から全國農業会助成に切り替へその存続を合法化したにすぎない。

(4) この奇態なる解散と相續機關の設置については農林省、戦時農業團、滿洲移住協会その他關東軍あたりの主體的地位のもの

が共謀して終戦のドサクサ期に隨取引を行つたといふようなことを、地元その他において耳にすることがある。これは單なる流言なりとして否定し去りがたい事証がないでもない。

この際、右の團體や農林省等の間に介在してこの問題に關係した主腦的人物の介在の仕方を明らかにし、その眞偽のほどを明白にされたい。

(5) 内原訓練所について答弁に必要なる資料を喪失したといふが、喪失の事情を説明されたい。

内閣参事第一三四号

昭和二十二年十一月二十五日

内閣總理大臣、片山 哲

參議院議長松平恒雄殿

參議院議員池田恒雄君提出滿洲開拓移住民に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員池田恒雄君提出滿洲開拓移住民に關する質問に對する答弁書

第一

(1) 開鎖機關は昭和二十二年勅令第七四号開鎖機關令第一條の規定によつて連合軍最高司令官の要求に基いて指定すべきものであるが、今迄の処滿洲移住協会上については開鎖指定の要求を聞いた

ていない。

(2) 日本國民高等學校は終戦後名稱変更を行つていないがその役員は更迭し教職員も教職員資格審査を得たものがこれに當つており教育内容においても教育基本法による新しい教育理念によつたものと思ふがなおこの点については各種學校の監督廳である知事に調査して指導するよう指示したい。

また高等學校の名稱については各種學校が用いることは學校教育法により禁止されているから変更せざるよう措置したい。

(3) 日滿鐵工青少年技術員養成所は財團法人日滿鐵工技術員協會(既に解散した)がその目的とする滿洲國鐵工技術員教育養成並にこれが補給上必要な事業の一つとして設けた施設である。

第二

(1) 解散當時の役員

理事長	小平 權一
常務理事	生駒 高常
理事	那須 浩
石黒 忠篤	
橋本傳左衛門	
大藏 公望	
永雄 策郎	
津路 國利	
加藤 完治	
佐藤貞次郎	

監事 鶴見左喜雄

今井 伍介

滿洲移住協會財産目録(二〇、一、三〇現在)

科 目	金 額
土地	八、八八〇、〇〇〇
建物	二、七三三、〇〇〇
設備備品	二、三三三、〇〇〇
有價証券	七、九六六、〇〇〇
信託預金	一〇七、二七〇
銀行預金	五、三六六、三三三
振替貯金	七、六六六、六六六
郵便貯金	三、〇〇〇、〇〇〇
現金	一、〇〇〇、〇〇〇
未收金	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	三、〇〇〇、〇〇〇
科 目	金 額
基金	五、〇〇〇、〇〇〇
積立金	一、〇〇〇、〇〇〇
仮受金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
未拂金	五、〇〇〇、〇〇〇
正味財産	六、六六六、六六六
合計	三、〇〇〇、〇〇〇

(2) 滿洲移住協会は滿洲移民事業を遂行するに當つて、これが宣傳普及團體として設定された民間團體であつた。政府はこれに對して委嘱した事業につき補助していたにすぎず、所謂國家事業たる滿洲移住の特務機關ではない。従つてその役員的人事に

ついでには主務官廳に報告せしめ、又基本財産の処理に當つては政府の認可を必要とすることとしていた。

(3) 譲渡した財産の目録と価格は左の通りである。

一、開拓民接譲会に対して
満州移住協会の財産全部
無償譲渡

二、全國農業会に対して

土地 三六、五五〇〇圓(帳簿)
建物 一七、八八〇圓(帳簿)

設備 二〇、五五〇圓(帳簿)
備品 二〇、五五〇圓(帳簿)

右帳簿価格を基準とし一括
三、五〇〇、〇〇〇圓にて譲渡

三、地元町村に対して
日輪 一棟 一〇〇圓
兵舎 三棟 最高 四〇〇圓

四、開拓民雇農者に対して
建物 二四棟 最高 九〇〇圓(帳簿)
土地 三町 代金未収(帳簿)

満州移住協会の財産は当時監督官廳たる外務省の認可を受け財団法人開拓民接譲会に一括無償譲渡したのであるが、後のため、また全國農業会において農業技術員の養成施設として譲りうけたが、申出があつたので幹部訓練所及び指導員養成所施設と病院施設を譲渡した。

又雇農者組合は当時内原訓練所職員は約六百名程であつたが、雇農し得る者は雇農せしめ他に轉

職し得る者は就職斡旋をなしその大部分は離散せしめたのであるが、已むを得ず現地に留まる者については土地建物等を分譲して雇農せしめたのである。地元町村に対しては日輪宿舎を分譲したのであるが、これらの内訳は前述の通りである。

(4) 前項で説明した通り内原の職員は雇農者と引揚開拓民及び若干の役員者である。

(5) 現在全國農業会のものについては農業会、開拓民接譲会のものについては接譲会が使用しているものであつて、その他は國民高等学校の所有である。

(6) 前(3)において説明した通り建物の一部は附近の村に分譲した。價格については帳簿價格を基準として分譲したのであつて、開取引の事実はないが、最近において公共施設用として分譲したものについて現在の経済状況等をも勘案し帳簿價格よりも多少高價に分譲したものがあつた。

第三
(1) 内原收容所に收容を開始したのは昭和二十一年七月であるが、收容実人員は八〇三人を算し、收容開始以來昭和二十二年八月迄の收容延人員は五九、九八一人であつて、一日平均一六四人となつてゐる。その内、開拓民として入植したものは七、三三人となつてゐる。

收容者にはなるべく早く、開拓農民として入植せしめ、関係方面とも協力して入植地の選定斡旋をなすほか就業、就業の補導斡旋を行っている。

(2) 引揚開拓民の接譲については、一般海外引揚者及職災者と同様政府としては生活保護法による救済炊事用具、衣料、寝具類の特例配給等の途を講じているほか開拓民に対してのみの特別の接譲は行つていない。

(3) 開拓民は引揚開拓民四、七千戸(十二万人)中開拓に従事しているものは概略二五パーセント強一万二千戸程度で、その他開拓とは別に終戦をたどつて雇農しているものはその詳細は判明しないが、かなりある模様である。なお開拓民は雇農後互に扶け合い更正の道を主として國內開拓に求め、目下入植促進運動を実施中で入植希望者はかなりある模様であるが、開拓民の中心となるべきものは未雇農等のため必ずしも充分な成績とは云えない。

(4) 開拓民接譲会は自己資金により引揚開拓民の就業、就業の補導斡旋、接譲物資、接譲資金の獲得斡旋等を行なつてゐる民間

団体であつて政府の開拓民に対する特別の取扱いをする施設としての補助団体ではない。

(5) 開拓民に對し特別な接譲は考へていないが、更生の方途として政府においては昭和二十二年、二十三年度において開拓民を最優先的に入植させる方針である。

又現在の諸般の情勢下において、國內開拓を推進するものは、開拓者自身の合理的な組織力であると考え、幸い開拓民は分村又は全縣等一定の組織の下に送附され、關係上できるだけのその組織編成をくずさないでその入植を促進するよう指導している。なお特に開拓民は大集開地区の開拓を希望しているから、この場合はその経験と技術を活用するよう指導している。

第四
(1) 保有財産の換價処分により調達し得たる資金を以て本節第三項に述べるような事業を遂行している

(2) 現在の役員構成は次の通りである。

理事長 小平 權一
常務理事 生駒 高常
理事 橋本傳左衛門
同 永雄 策郎
同 維米 茂

第五
(1) 解散した事実全く相違はない。

(2) 大部分の職員は相違無く離散

同 淺川 其二
同 東浦 庄治
同 森重 干夫
同 妹尾 久雄
同 富樫 久吉

なお職員は東京本部に二十七名、内原に六名、新潟に三名を有する。(昭和二十二年十一月二十二日現在)

次に財産の動態としては満州移住協会解散に當り同会より無償譲渡を受けた資産の大半は全國農業会へ譲渡済みであつて、爾余の資産により逐次資金を調達し会務を遂行しているわけである。

(3) 開拓民接譲会は東京に本部を置き各府縣單位にその府縣の接譲会を設け關係諸機關との密接なる協力の下に主として就業、就業の補導斡旋、無職故者の收容救済等の事業を行つてゐる。又引揚者の上陸港に職員を駐在せしめ開拓関係引揚者の把握につとめ極力之を緊急開拓入植誘導に努めている。收容施設としては現在内原の他、新潟、山形に之を有する。又孤兒收容事業への協力、授産事業への協力等をなしている。

した。たゞ資給を継承して新たに設定された機關が、旧來の事情に精通する若干の職員を新たに採用職務せしめてゐるのである。

(3) 前項の質問事項にもある通り「協会の送附訓練」から「接護会の引揚接護」即ち「住から復」へ全く逆の大轉換が行われたのであるから「旧來の事業をその儘継続してゐる」のではなく、全く事業内容を異にしてゐる。又接護の対象が同じ満州移住者であるから送附に従事した役職員の一部が引続きその接護に従事することはその責任上からも当然そうあるべきである。それも一部の後職員のみであり大部分は更新してゐる。

(4) 仰せの如き事實は全くない。

(5) 内閣訓令所の経営を委託されてゐた満州移住協会の事務所が昭和二十年五月二十五日の空襲により罹災全焼したためである。

治安協会等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十八日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

官報号外 昭和二十二年十一月二十七日

参議院會議録第五十七号 質問主意書及び答弁書

治安協会等に関する質問主意書
一、各部、道、府、縣にて治安協会を自治的に創立してゐるが、一方的に見ると自治的であるが、又一方は官制的でもある。縣當局より各警察署に民間人を集めて治安協会を創立してゐるその第一目的は寄附金を集める仕事に主である。この半額を、縣の方に納入する組織である。政府の方針意見を問う。

第二の目的はこの金にて警察官の生活不足分を補助する方針であるが、良く運営してもらいたい。政府の方針を問う。

二、近時、司法当局の犯罪検査は二〇%前後の低率であるのは警察官をゴマカす巧妙犯罪が多いからである。犯罪は増加するばかりの今日、特に衣類泥棒の増加及びその被害は甚大なるものである。この被害はホトンド、犯人が検挙されてゐないので犯人は続出し益々巧妙を極め治安は乱れ、國民は政府の無力をなげき滅亡國家への轉落さえ叫ぶようになってゐる時に當り、輝ける治安の影に努力する巧妙なる警察官を厚く待遇すべきであるが、政府の処見を問う。

内閣参甲第一三二号
昭和二十二年十一月二十五日
内閣總理大臣 片山 哲
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出治安協会等に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出治安協会等に関する質問に対する答弁書
一、警察官廳が寄附金募集の主体となり、これに關與するときは弊害を生ずる虞があり、寄附金はすべて自治的に組織された後援團體においてその運営を掌るとする原則が今日において確立されてゐる。

各部道府縣においては、治安協会、防犯協会等の警察後援團體が設立されてゐるが何れも民間有志の人達の発起にかゝるものである。寄附の募集はこれ等團體自身が行うものでありその目的とするところは防犯運動、警察官の接護その他民間の警察に対する協力のための諸事業を行うことであり、必要な金額の支出は役員会の議決によるものである。

今日においてはその運営は民主的によく行われてゐるものと思ふが警察官の本來の待遇改善は寄附金に依存すべきものではなく飽くまで公費をもつて支弁すべきものと考へてゐる。

二、最近の犯罪発生件数は非常に増加しており、これに対する犯罪検査率は、八月九月の統計をもつてみれば兇悪犯七六%窃盜犯四二%平均五四%となり、上昇しつつある。今後の犯罪捜査は一層科學的方法を充實し、國民の期待に副う民主警察の実現に努力する所存であるが一面警察官の待遇改善には最善の努力を致したい。

現農地主食糧二倍化等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十八日
小川 友三
参議院議長松平恒雄殿

現農地主食糧二倍化等に関する質問主意書
一、農地面積は同一にて實際收穫二倍化は研究と努力により不可能でない、麦作の目下播種中であるが農民は旧來の作附法で一段歩の内一割五分前後しか播種面積は使用してゐない。八五%は空地である。廣巾に播種すれば五割を耕作地として出來收穫は二倍容易である。勿論、肥料も二倍前後は入用であるが、増収において著しきものがあるが、政府はこの方法を指導すべきであるが処見を問う。

二、政府は欠配十數日分を大々上げすると発表してゐるが、これは憲法第二十五條「すべての國民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」及び第二項に違反する行為である。憲法なき時代の專制政治家のやる行為である、國民は欠配十數日分はこれを主食所有者より借りてゐる人々と、開墾の人々に二分大別される。一千八百円ベースでは金がないので借りてゐる人々は、死以外にその責任をはたせない、政府は死を求むるに近いのである。開墾の人々は竹の子生活で衣類を賣つて求めた人々が大部分である、生活苦正に地獄の三丁目である、国会開會中に國會に計らず欠配のたな上げは、國會無視である。満配は不可能でない、手でも良いから配給すべし。政府の処見を問う。

三、國內の平地林は水害に關係が薄いのであるから農地にすべきである、平地林は全國に何方町歩あるか、この内視光地は別であるが、建築材、薪炭材が全日本の消費量の數ヶ年分有ると信ずるが如何、この平地林は農耕地として、引揚者及び職災者並に婦農希望者に開放すべきであるが、政府の処見を問う。

四、農業保險に加入せる農民が水害にて保險金の下付方を急いでゐるが、政府の支拂状況を問う、昨今の國の引上により一段歩五千円まで最高額（加入）を認むべきであるが如何。

五、製粉所の多くは委託者の持込量の5%前後を雑収入として取つておる、甚だしきは一割前後を雑収入として取り上げておる、一ヶ年二百萬トンの製粉として二十萬トン又は十萬トンが、これ等製粉所収入となつており、開墾の温床所となり、全國の製粉業者の好景氣は実に驚くべきものがある。数億萬円の年收である、政府は優秀官吏を製粉所に駐在せしめ、監督すべきであるが、政府の処見を問う。

六、悪性インフレーション時代に海外より昨今引揚せらるる、氣の毒の人々の持ち帰り金は一昨年度の物價の安い時と同一である。これを五倍又は拾倍に引上げる(親心)が有るべきであるが政府の処見を問う。

又内地におりし時、内地において知人又は親戚に貸して行つた農地の全部又は八割は引揚者に返さすべきであるが、処見を問う。

内閣参事第一三三三号

昭和二十二年十一月二十五日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出現農地主食糧二倍化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出現農地主食糧二倍化等に関する質問に対する答弁書

一、麦作に於ける廣市澤播栽培法は、土地、肥料、農業、労力等の條件が整えば麦増産上極めて優秀な栽培法であるので既に適地に於ては実施中であるが、今後に於ても各地の諸條件を勘案して極力実施せしめ指導普及したい考えである。

二、我が國は國內産食糧ではその需要を満たすことが出来ないものであるが、昭和二十二年米穀年度中は其の不足數量を充足すべき食糧の輸入が世界の食糧事情の悪化の爲に減少する事になつたので、その爲に満配は不可能となつた。國內産食糧は農家の可能な最大限度を供出せしめてゐるので、これ以上は不可能であつた。食糧輸入の懇請を政府は引続き強力に行つて、次米穀年度には欠配の起らぬよう努力する。

なお、牛(甘藷、馬鈴薯)は可能な限りの最大量を生食として配給してゐる。

三、我が國の平地面積は傾斜一五度未満の山裾地等を含めて大体四六〇万町歩である。

この平地林は、既住農家の自家用薪炭材又は落葉採取地として又防風その他の危害防止の保安的備林として存立してゐるものがその大部分であるので、之を開拓するについては以上の關係を充分考慮

してその可否を決定しなければならぬ。

なお平地林は薪炭の給源としても重要な山林であるので、將來の資源の保護を考慮して、一定の計画に基いて伐採しなければならぬ。

四、異常災害に該當する農業保險組合連合会に対する政府の再保險金支拂は当該農業保險組合連合会から再保險金支拂請求書提出次第直ちに支拂うよう準備を進めてゐる。なお今回國會提出中の農業災害補償法案が公布施行の上は農業共済組合ごとに定められた反當收獲物の價格の二分の一を標準として共済金額が決定されることとなつており、昭和二十二年米穀年度に適用される最高共済金額は一反歩千二百円となつてゐる。

五、政府委の委託加工を行つてゐる製粉業者については既に従前より食糧事務所々員等をして嚴重な監督をなさしめてゐるので殆ど不正は行われてゐないものと考へてゐる。又所謂加工業者に対しては同様の嚴重なる監督を行つて不正の絶滅を期したい所信である。

六、引揚者が内地におりし時、知人又は親戚に貸して行つた農地のその引揚者への返還については個々の事情によつて、その日の生活の維持が困難で他に就業が出来ない

者で眞に止むを得ない事由と認められる場合について現耕作者の立場も公平に考慮した上、農地調査法第九條の「其他正当の理由」として処置するよう指導してゐる。

海外からの引揚邦人の持帰り金の新円との交換限度(一般人一千円)を引上げることについては、引上げの限度及び範圍等については、關係方面と交渉の上、差支えなければ予算とも脱みあわせて実施することと致したい。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。議員清水武夫君は、本月二十二日逝去されました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。つきましては、同君に対し、院議を以て弔詞を贈ることにいたしたいと存じます。この際濱田寅藏君より發言を求められております。これより許可いたします。

濱田寅藏君。

〔濱田寅藏君發壇、拍手〕

○濱田寅藏君 去る十一月二十三日のことでありました。長崎縣選出の社会党所屬議員清水武夫君の急逝を聞いて、愕然と驚きの声を放つたのは、ただに私一人だけではなかつたと存するのであります。殊に私は故人とは特に親しくいたしてゐまして、去る十月初旬上京から同車いたしましたのでありますが、車

中において急病を發しました私のために、何かと同君に御厄介をおかけしたやうな次第でありました。今更のごとく人の命のはかなさを痛感いたす次第であります。清水君は、四十八歳でありました。長崎市の実業家に重きを成していた人であります。今春の選挙には十數萬の支持を得て政治界に進出せられたのであります。清水君は機会ある毎に、世界中の人間がみんな住み合せな生活のできるやうな世の中になつたものだといふやうなことをば、朴訥な長崎弁で我々に常に囁かしておられたのであります。百千の理論學說と雖も、要約いたしますればこの清水君の言葉の中に落着くものであります。この高邁な理想實現の端緒につきながら、突如として清水君が冥府へ赴かれましては、何となく痛恨に堪へない次第であります。恐らく清水君の靈魂も亦この議場の空を徘徊して去り難きものがあるやうかと存するのであります。私はここに、清水君が常に堅持せられておられました高き政治理想は改めて又我々の理想とするところであることをごに確認いたしまして、清水君の靈前への手向けの言葉を贈りたいと存するのであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 議長において起草いたしました清水武夫君に対する弔詞を朗読して、弔詞贈呈の件をお諮りいたします。

参議院ハ議員清水武夫君ノ長逝ヲ哀

悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
只今朗誦いたしました弔詞に賛成の
諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め
ます。よつて弔詞朗誦の件は全会一致
を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 尚この際、鉱工
業委員の補欠として村尾重雄君を指名
いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、郵便
貯金法案(内閣提出)を議題といたしま
す。先ず委員長(報告を求めます。通
信委員長(深水六郎君)。

報告書

郵便貯金法案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十四日
通信委員長 深水 六郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

水橋 藤作 千葉 信
大島 定吉 油井賢太郎
藤田 芳雄 堀越 儀郎
尾崎 行雄 新谷寅三郎
山内 卓郎 中村 正雄

要領書

一、委員会の決定の理由

郵便貯金法は明治三十八年に制
定されたものであるが、その後四
十余年間に於いて社会情勢及び利
用の実情の変化に伴つて制度の実
態は大きな變遷を遂げてゐるが、
法律的には極めて部分的な改正し
か行われていない。これは現行法
は簡單であつてその実体は殆んど
省令に規定されている結果であ
る。

このようなことは新憲法の施行
せられてゐる今日適當でないから、
従来の法体系を根本的に改め利用
者の權利義務に關する基本的事項
をすべて法定するとともに、不備
不適の規定を除き、且貯蓄増進を
図るための制度の改正をも企圖し
て、新たな貯蓄法を制定せんとす
るものであつて適切な立法である。

二、事件の得失
本法案の施行によつて郵便貯金
制度は從來以上に最も普遍的で且
簡易確実な貯蓄手段として、イン
フレ防止策の一環となり國民生活
の安定に寄與する利益がある。

三、費用

この法律案を施行するためには、
増増金附定額郵便貯金の創設
のため新たに約三千五百万円の経
費を要する。

郵便貯金法案

右
国会に提出する

昭和二十二年十一月十四日
内閣總理大臣 片山 哲

郵便貯金法案
郵便貯金法目次

第一章 總則

第二章 業務に關する通則

第三章 通常郵便貯金

第四章 特別郵便貯金

第一節 すえ置郵便貯金

第二節 積立郵便貯金

第三節 定額郵便貯金

第四節 特別すえ置郵便貯金

第五節 すえ置期間経過後の特
別郵便貯金

第五章 保障証券
附則

郵便貯金法

第一章 總則

第一條(この法律の目的) この法律
は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄
の手段としてあまなく公平に利用
させることによつて、國民の經濟
生活の安定を図り、その福祉を増
進することを目的とする。

第二條(郵便貯金の國營及び通信大
臣の職責) 郵便貯金は、國の行
う事業であつて、通信大臣が、こ
れを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を
達成するため、左の職責を有する。
一 この法律に従ひ省令を發する
こと。

二 法律に觸れない範圍におい
て、郵便貯金の取扱をする郵便
局を指定し、郵便局における郵
便貯金事務の窓口取扱時間を定
めること。

三 法律に觸れない範圍におい
て、貯金原簿所管廳及び証券原
簿所管廳を設置し、又は廢止す
ること。

四 郵便貯金の業務に従事する者
をその職務につき指揮監督する
こと。

五 法律に觸れない範圍におい
て、郵便貯金の業務に従事する
者の能率の向上を図るため必要
な厚生、保健その他の施設を
し、且つ、郵便貯金の業務に従
事する者の訓練を行うこと。

六 郵便貯金事業を行うため、財
政及び金計に關する法令の定め
るところに従ひ、必要な契約を
すること。

七 前各号に掲げるものを除い
て、郵便貯金に關し通信大臣の
職責として法令の定める事項を
掌理すること。

第三條(通信大臣の職權の委任) 通
信大臣は、この法律に定める職權
で細目の事項に關するものを、條
件を定めて、通信局長又は郵便局
長に委任することができる。

第四條(郵便貯金の業務に従事する
官吏) 郵便貯金の業務に従事す
る官吏の身分、給與及び職務に關

する事項は、別に法律でこれを定
める。

第五條(訴訟について國を代表する
者) 郵便貯金に關する民事訴訟
については、通信省貯金局長又は
その指定する官吏が、國を代表す
る。

第六條(印紙税の免除) 郵便貯金に
關する書類には、印紙税を課さな
い。

第二章 業務に關する通則
第七條(郵便貯金の種類) 郵便貯金
は、左の五種とする。

一 通常郵便貯金 預入及び拂も
どしについて特別の條件を附け
ないもの。
二 すえ置郵便貯金 一定のすえ
置期間を定める以外に預入及び
拂もどしについて特別の條件を
附けないもの。

三 積立郵便貯金 一定のすえ置
期間を定め、一定の金額をその
期間内毎月一回集金に應じて預
入するもの。
四 定額郵便貯金 一定のすえ置
期間を定め、分割拂もどしをし
ない條件で一定の金額を一時に
預入するもの。

五 特別すえ置郵便貯金 一定の
すえ置期間を定め、この法律
の定めるところにより發行する
郵便貯金切手を以て預入するも
の。

通常郵便貯金以外の郵便貯金は、これを特別郵便貯金と総称する。

第八條(團體取扱) 通信官署は、省令の定める簡易な手続により、郵便貯金の團體取扱をする。

郵便貯金の團體取扱において、官公署、学校、会社、工場その他の事業場に属する者が團體を組織して、その團體の代表者の名義で、又は取まとめ人を通じて各別の名義で、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金とすることが出来るものとする。

第九條(証券の購入、保管及び毀却) 通信官署は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者の請求に因り、左の取扱をする。

一 貯金の一部で國債証券その他の証券を購入保管し、又はこれを賣却すること。

二 預金者の所有する國債証券その他の証券を保管し、又はこれを賣却すること。

第十條(貯金総額の制限) 貯金総額は、一の預金者につき三万円を超えてはならない。但し、左に掲げる法人又は團體については、この限りでない。

- 一 地方公共團體
- 二 水利組合、水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会

三 國立、公立又は私立の学校及び宗教法人

四 労働組合

五 孤兒院及びこれに準ずる慈善團體並びに健康保険組合及びこれに準ずる相互扶助團體で營利を目的としないもの

前項第五号に掲げる法人又は團體は、省令でこれを定める。

第十一條(貯金の減額) 貯金総額が前條に規定する制限額を超えたときは、通信官署は、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、貯金総額を制限額以内に減額しなければならぬ。

第一項の規定により通知を發した日から一箇月以内に預金者が前項の規定による減額をしないときは、通信官署は、制限額以内に減額するのに必要な限度において、その貯金の一部で國債証券を購入保管する。

前項の規定により購入保管した國債証券については、通信官署は、預金者の請求に因り、その賣却の取扱をする。

第十二條(利子及び割増金) 特別すえ置郵便貯金以外の郵便貯金には、左の利率により、利子を附ける。

一 通常郵便貯金 年二分七厘六毛

二 すえ置郵便貯金 年三分三毛六糸

三 積立郵便貯金 年三分二厘二毛

四 定額郵便貯金 預入の月の初日から拂もどし金の拂渡(拂もどし証書を發行するときはその發行)の日までの期間が五年を超えるとき 年三分五厘

同四年を超え五年以下であるとき 年三分三厘五毛

同三年を超え四年以下であるとき 年三分二厘

同二年を超え三年以下であるとき 年三分一厘

同二年以下であるとき 年三分定額郵便貯金については、割増金をくじびきにより附ける取扱をする。割増金を附ける取扱をする定額郵便貯金(以下割増金定額郵便貯金という)には、そのすえ置期間中利子を附けない。

郵便貯金切手には、割増金をくじびきにより附ける。

第十三條(利子の計算) 利子は、預入の月からこれを附ける。

拂もどし金に相当する貯金には、その拂渡(拂もどし証書を發行するときはその發行)の月の利子を附けない。預入の月においても拂もどし金の拂渡(拂もどし証書を發行するときはその發行)があつたときも同様とする。

通常郵便貯金及びすえ置郵便貯金にあつては、一円未満の端数に、積立郵便貯金にあつては、十銭未満の端数に利子を附けない。

第十四條(郵便貯金通帳及び郵便貯金証書の交付) 通信官署は、通常郵便貯金、すえ置郵便貯金又は積立郵便貯金の預金者には郵便貯金通帳(以下通帳という)を、定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金の預金者には郵便貯金証書(以下貯金証書という)を交付する。

第十五條(証券保管証の交付) 通信官署は、第九條又は第十一條第三項の規定により証券を保管したときは、預金者に証券保管証を交付する。

第十六條(通帳の冊数の制限) 預金者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、二冊以上の通帳を以て預入をしてはならない。

一 第十條第一項但書に掲げる法人又は團體であるとき。

二 すえ置期間の異なるすえ置郵便貯金をするとき。

三 積立郵便貯金をするとき。

四 團體取扱の郵便貯金をするとき。

五 通常郵便貯金、すえ置郵便貯金、積立郵便貯金及び團體取扱の郵便貯金のうち二以上の郵便貯金をするとき。

第十七條(通帳の冊数の制限違反) 前條の規定に違反して預金者が二冊以上の通帳を以て預入をしたときは、その通帳のうち最初に交付したものに記入した貯金を除いては、利子を附けない。この場合において交付の日附を同じくする通帳が二冊以上あるときは、貯金の現在高の最も多い通帳に記入した貯金を除いては、利子を附けない。

前項の規定により利子を附けない貯金について既に拂もどした利子があるときは、通信官署は、これに相当する金額を現に存する貯金から控除し、又は追徴する。

第十八條(通帳、貯金証書及び証券保管証の再交付) 通信官署は、左の場合において預金者の請求があるときは、通帳、貯金証書又は証券保管証を再交付する。

一 預金者が通帳、貯金証書又は証券保管証を亡失したとき。

二 通帳、貯金証書又は証券保管証が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 通帳に余白がなくなつたとき。

預金者は、前項第一号又は第二号

号の規定による再交付を受けるときは、その料金として通帳一冊又は貯金証書若しくは証券保管証一枚につき一円を納付しなければならない。

第十九條(貯金原簿及び証券保管原簿) 貯金の受入及び拂出については、貯金原簿所管廳において、貯金原簿に記録する。

第九條又は第十一條第三項の規定により保管する証券(以下保管証券という)の受入及び拂出については、証券保管原簿所管廳において、証券保管原簿に記録する。

第二十條(利子記入) 貯金原簿所管廳は、通常郵便貯金又は預金貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより元金に加えられた利子を通帳に記入する。

貯金原簿所管廳は、期間を限り、第十條第二項但書に掲げる法人又は団体以外の者の郵便貯金について前項の規定による記入をしないことができる。

前項の期間は、通信大臣が、これを定めて公示する。

第二十一條(確認) 貯金原簿所管廳又は証券保管原簿所管廳は、預金者の請求に因り、貯金の現在高又は証券の保管を確認し、その旨をその通帳、貯金証書又は証券保管証に表示する。

第二十二條(通帳等の提出) 通信官署は、必要があるときは、預金者に対し、通帳、貯金証書又は証券保管証の提出を求めることができる。

第二十三條(印章) 預金者は、郵便貯金に関する手続をするには、省令の定めるところを除いて、印章を押さなければならない。

前項の印章は、当該郵便貯金につき一に限る。

預金者は、通信官署に届け出て第一項の印章を変更することができる。

第二十四條(譲渡制限) 郵便貯金又は保管証券に関する預金者の権利は、左の場合を除いては、これを譲り渡すことができない。

一 親族に譲り渡すとき。

二 遺言によつて譲り渡すとき。

一 拂い渡すべき郵便局において現金の余裕のないとき。

二 預金者の提出すべき書類が不完全なとき。

三 不可抗力に因り拂い渡すことができないとき。

第二十八條(料金の還付) 郵便貯金に関する既納の料金は、過納又は誤納のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十九條(貯金及び保管証券に関する権利の消滅) 十年間貯金の預入及び拂もどし並びに証券の購入、保管、賣却又は返付の請求がなく、且つ、利子の記入又は貯金若しくは保管証券の確認のためにする通帳、貯金証書又は証券保管証の提出がない場合において、通信官署がその預金者に対し通帳、貯金証書若しくは証券保管証を提出し、又は貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二箇月以内に、なお通帳、貯金証書若しくは証券保管証の提出又は貯金の処分の請求がないときは、その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、保管証券は、國庫に帰属する。

すえ置期間は、前項に規定する十年の期間にこれを算入しない。

第三十條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、貯金原簿所管廳、証券保管原簿所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第三十一條(非常取扱) 通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができ。

第三十二條(預入金額の最低制限) 通常郵便貯金の一度の預入金額は、五四以上でなければならない。

第三十三條(預入の証明) 通常郵便貯金の預入は、郵便局又は貯金原簿所管廳において、その金額を通帳に記入して、これを証明する。

第三十四條(有價証券の預入) 左に掲げる有價証券は、省令の定めるところにより、その券面金額でこれを通常郵便貯金に預入すること

一 無記名の地方債証券及びその利札で支拂期の開始したもの

二 持参人拂の小切手

前項の有價証券で割増金附のものについては、その割増金もともに預入することができる。

第一項の有價証券で所得税を課せられるものについては、その預入金額は、券面金額から所得税額を控除した残額とする。

第一項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該有價証券が決済された後でなければ、貯金の現在高がその有價証券による預入金額を下るような拂もどしをすることができない。

第三十五條(預入された有價証券の決済不能) 通常郵便貯金に預入した有價証券が通信官署の責に帰すべからざる理由に因り決済することができないときは、その預入は、初からなかつたものとみなす。

預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、元金に加えられるていない利子の拂もどしを請求することができない。

第三十七條(拂もどし金の拂渡) 通常郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、通帳の提示を受けて(省令の定める場合には貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えに)これをする。

第三十八條(拂もどし証書の有効期間) 拂もどし証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第三十九條(拂もどし証書の再交付) 通信官署は、左の場合において預金者の請求があるときは、拂もどし証書を再交付する。

一 預金者が拂もどし証書を亡失したとき。

二 拂もどし証書が汚染され、又ははき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 拂もどし証書の有効期間が経過したとき。

交付を受けるときは、その料金として証書一枚につき一円を納付しなければならない。

第四十條(拂もどし金に関する権利の消滅) 拂もどし証書の有効期間の経過後三年間拂もどし証書の再交付の請求がないときは、その拂もどし証書に記載された金額の貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四章 特別郵便年金

第一節 すえ置郵便貯金

第四十一條(拂もどし及び証券交付の制限) すえ置郵便貯金においては、すえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができず、又、保管証券の交付を受けることができない。但し、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも、貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付することができる。

前項但書の場合には、第三十六條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十二條(すえ置期間) すえ置郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入の日第四十三條の規定による変更を請求した日から三年以上十年以下とし、預金者が、これを定める。但し、一年未満の端数を附けることができる。

前項の規定により定めたるすえ置期間は、省令の定めるところにより、これを延長することができる。

第四十三條(通常郵便貯金の変更) 通常郵便貯金は、預金者の請求に因り、これをすえ置郵便貯金に変更することができる。

第四十四條(準用規定) すえ置郵便貯金には、第三十二條乃至第三十五條の規定を準用する。

第二節 積立郵便貯金

第四十五條(拂もどし制限) 積立郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

前項但書の場合には、一部拂もどしの取扱をしない。

第一項但書の場合には、第三十七條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十六條(すえ置期間) 積立郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入の日から三年とする。

第四十七條(預入金額) 積立郵便貯金の一回の預入金額は、二十円以上五百円以下とし、預金者が、これを定める。但し、十円未満の端数を附けることができない。

前項の金額は、毎回同額でなければならぬ。但し、省令の定めるところにより、これを変更することができる。

第四十八條(預入金の合併預入) 郵便局長は、預金者の請求に因り、積立郵便貯金について、同時に二分以上の預入金を預入させることができる。

第四十九條(集金取扱の停止) 積立郵便貯金の預金者が一年内に三回以上預入をしなかつたときは、郵便局長は、集金の取扱を停止することができる。

第五十條(預入を取り扱わない地域) 離島その他交通不便の地域で通信大臣の指定する地域においては、積立郵便貯金の預入の取扱をしない。

第五十一條(準用規定) 積立郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。

第三節 定額郵便貯金

第五十二條(拂もどし制限) 定額郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、割増金附定額郵便貯金以外の定額郵便貯金にあつては、通信大臣は、預金者の申請があつた場合に

において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

第五十三條(すえ置期間) 定額郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から二年とする。

割増金附定額郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から一年又は二年とする。

第五十四條(預入金額) 定額郵便貯金の預入金額は、百円、二百円、三百円、五百円、千円又は三千円とする。

第五十五條(拂もどし金の拂渡) 定額郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、貯金証書(省令の定める場合には貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書)と引き換えにこれをする。

第五十六條(準用規定) 定額郵便貯金には、第三十三條乃至第三十五條及び第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。この場合において、第三十三條「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替へるものとする。

第四節 特別すえ置郵便貯金

第五十七條(拂もどし制限) 特別すえ置郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。

第五十八條(すえ置期間) 特別すえ置郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から五年とする。

第五十九條(郵便貯金切手の発行) 郵便貯金切手は、無記名とし、通信大臣が、これを発行し、郵便局において、これを賣りさばく。

第六十條(郵便貯金切手の券面金額) 郵便貯金切手の券面金額は、五円、十円又は二十円とする。

第六十一條(郵便貯金切手を以てする預入) 特別すえ置郵便貯金の預入は、くじびきの終つた郵便貯金切手を以て、その券面金額でこれをする。

特別すえ置郵便貯金の預入金額は、二十円以上でなければならぬ。但し、発行の月の翌月の初日から起算し三年を経過した郵便貯金切手を以てするときは、この限りでない。

郵便貯金切手で発行の月の翌月の初日から起算し五年を経過したときは、その郵便貯金切手を以て、特別すえ置郵便貯金の預入をすることができず、又いかなる償還をも受けることができない。

第六十二條(運用規定) 特別すえ置郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。この場合において、同條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替へるものとする。

第五節 すえ置期間経過後の特別郵便貯金

第六十三條(特別郵便貯金のすえ置期間の経過) 特別郵便貯金は、そのすえ置期間(定期郵便貯金にあつては預入の日から十年)が経過したときは、通常郵便貯金となる。

この場合における定期郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金であつた郵便貯金の全部拂もとして第六十四條第一項の規定による通帳の交付の請求前ものについては、第五十五條の規定を準用する。

第六十四條(通帳の引換交付) 前條の場合において、すえ置郵便貯金以外の特別郵便貯金であつた郵便貯金の預金者は、その貯金の全部拂もとしをしないときは、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付することを通信官署に請求しなければならない。

預金者が前項の規定による通帳の交付を請求しないときは、通信官署は、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書によつては、貯金の預入又は一部拂もどしの取扱をしない。

第五章 保管証券

第六十五條(保管証券の種類) 第九條に規定する取扱をする証券は、國債証券、貯蓄債券及び報國債券

とする。

第六十六條(保管証券の價格) 第九條又は第十一條第三項の規定により購入し、又は賣却する証券の價格は、通信大臣が、大藏大臣と協議し、時價を參考として、これを定める。

第六十七條(料金) 保管証券の購入、保管及び賣却の料金は、証券一枚につき、二十銭にその券面金額の千分の二に相當する金額を加えた金額の範囲において、省令でこれを定める。

第六十八條第一項の規定による保管証券の利子の組入の料金は、証券一枚につき一銭とする。

第六十八條(保管証券の購入代金の拂出等) 保管証券の購入代金は、これを預金者の貯金から拂い出し、又、保管証券の利子、償還金及割増金は、これを預金者の貯金に組み入れる。但し、國債証券を以て交付された割増金については、その証券を保管する。

通常郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、貯金原簿所管應の発行する拂もどし証書と引き換えにこれを拂い渡し、又、すえ置郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、これを貯金に組み入れる。

前項の拂もどし証書について

は、第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。

第六十九條(無記名の保管証券の返付及び賣却) 無記名の保管証券を返付し、又は賣却すべきときは、通信官署は、その保管証券に代えて、これと名稱、記号及び券面金額を同じくする他の証券を交付し、又は賣却することができ

る。

第七十條(貯金の全部拂もどし又は譲渡の場合における保管証券) 貯金の全部拂もどしをするときは、通信官署は、預金者に保管証券を返付する。

附則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法は、これを廢止する。

旧法は、振替計算のためにする預入金については、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

この法律の定めない種類の郵便貯金又はこの法律の定めない取扱をする郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの、この法律施行前に一定の期間拂もどしをしない條件を以て

預入した郵便貯金、この法律施行前に発行した郵便貯金切手及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券以外の証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

この法律施行前に預入した前項に規定する郵便貯金以外の郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律を適用する。

〔深水六郎君發議、拍手〕

○深水六郎君 只今議題となりました郵便貯金法案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ずその提案理由でございますが、郵便貯金法は明治三十八年に制定され、その内容は制度の抽象的な根幹のみを最少限度に規定するに過ぎなかつたのでありまして、制定以來四十年間におきまして、制度の実体は非常に大きな発達を遂げておりますが、法律といたしましては、貯金總額の制限額についての数度の改正と、昭和十七年に新たに実施されました郵便貯金切手制度につきましての改正の外は、何らの改正がなく今日に及んでおります。先般新憲法が制定されまして、國民の権利の尊重及び官業の民主化が強く要請さ

れ、又法律用語の平易明確化が憲法みずから行われましたので、郵便貯金法もそれらの精神に副つて再検討を加え、従来の法体系を根本的に改めて、利用者の権利義務に関する基本的事項をすべて法律に定めると共に、不備不適の規定を改め、且つ又文章及び体裁を一般の人に分かり易いようにし、更に現在の経済情勢に適應させ、なかならず貯蓄の増強を図るための制度の改正をも附加えまして、新たな郵便貯金法を制定しようとするものであるという御説明がありました。

次にその内容について申し上げます。大抵現行法と比較しながら要点を申述べますと、第一に、この法律案におきましては制度の実体に関する規定をすべて法律で定めることとあります。即ち現行法は僅か十八條から成り、制度の実体は殆んど省令に規定されておるのがありますが、事業の本体についての管理者の自由裁量の余地を最大限度まで圧縮いたしました、郵便貯金を眞に民主的な制度としようとするのであります。第二に、郵便貯金の総額制限を従来の一万円から三万円に引上げてあります。第三に、新たに割増金附郵便貯金制度を創設したこととあります。この制度は、現在の定額郵便貯金制度の一つの態様といたしまして、一年又は二年の据置期間中を無利子とし、その代りにくじ引によつて割増金を附けるというのであります。第

四に、無能力者が郵便官署に對してなしました行為は能力者がなしたものとみなす旨の現行法の規定を削除したとあります。これは國民個人の權利を一層尊重しまして、無能力者保護の一般私法に從うことにしたわけであり、第五に、郵便貯金に關する債務の履行遲滞による利用者の損害は原則として賠償することにいたしましたのであります。これは現行法では郵便貯金事業の公共性に基づく保護特權として認められて來たのでございしますが、新憲法下におきましては適當でないと思へ、本法案では郵便貯金の取扱の遲延による損害賠償は、原則として民法の規定に從つて処理することにいたしました。ただ不可抗力その他事業の性質上止むを得ない場合に限つて責任を免れることに改められておるのであります。第六に、各種の料金はこれを法律に明定するか、又はこの決定の基本を法律で定めることにしたこととあります。尚又本法案におきましては郵便振替貯金に關する規定を削除いたしました。これは郵便振替貯金制度は送金並びに貸借決済の手段として効用を有するものでありまして、貯蓄手段たる本來の郵便貯金制度とは目的及び内容において著しい差がありますので、法律の内容を簡明にするために、これを郵便貯金法から分離させ、別に郵便振替貯金法として規定することとし、その法案は追つて提案することに

なつております。委員会におきましては慎重審議をいたし、各委員はいずれも熱心に質疑を行なつたのであります。その主なる点を申し上げますと、郵便貯金の現在総額及び貯金の運用による利益と事務費との關係はどうであるか。又長い間出し入れをしないいわゆる睡眠貯金を整理して、通帳、原簿を整理し、延いては人件費の節約をも図るべきではないか。又戰災貯金通帳の整理はどうなつておるか。又最近貯金の利子記入がなされて、新通帳の交付を受けたとき、前の關係が分らないので利用者には非常に困つておるか。利子記入は停止になつておるか。預け入れ額は最高三万円に改めるといふことになつておるが、三万円では現在の経済情勢では低過ぎはないか。又野戰郵便局の貯金、外地郵便貯金、或いは旧滿洲國の郵便貯金はどうか。又等々の質問がありました。

これに對しまして、郵便貯金の現在高は約四百六十億円で、又資金の運用による利益と事務費との關係につきましては、運用利廻りは三分四厘六毛で、金額にいたしまして十五億八千万円、貯金者に対する利子は總体で二分五厘で、金額にいたしまして十一億四千万円である。その利差は四億四千万円であり、事務費は通信、大藏省令等によつて約二十一億円以上となつておる。而してこのような状態は今年度初めて見る状態でございますが、その原因は主として人件費の増大によるもので、これが解決のために、貯金の増額による運用收益の増加と經營の合理化を図る方針であり、本案に規定されておりますところの割増金附定額貯金制度の創設、並びに貯金総額制限を一万円から三万円に引上げ、及び預入の最低金額を一円から五円へ引上げましたことなどは、その方針の現われの一つでもあるとの答弁がございました。又長い間出し入れのない貯金、いわゆる睡眠貯金、この貯金の整理は通帳及び原簿の整理、延いては人の節約にもなるのでございしますが、この睡眠貯金は全体の口数の約四割くらいあると推定されておりますので、この整理を折角やりたいと考えておるといふ答弁がございました。戰災貯金通帳及び原簿の整理が全部済んでいないために、例えば貯金利子記入の一時停止等、他の事務にも影響を及ぼし、貯金者に迷惑をかけておるが、この整理を極力急いでおるとの答弁もございました。更に貯金総額制限三万円の点につきましては、郵便貯金には、所得税、印紙税の免除等の特典があり、一般金融機關との關係を考えた結果、國民貯蓄組合の貯金に對する所得税の免税点でありますところの三万円とすることが最も適當であると考へておるといふ御答弁がございました。又軍事郵便貯金及び外地郵便貯金等につきまし

ては、外地でした郵便貯金を現在の建前以上に支拂つて呉れとの強い要望がありますけれども、それらの根本的な解決は、在外資産の処理との脱み合せもあり、今直ちに定めることはむづかしいとの答弁でありました。尙本法案の施行によりまして、割増金附定額郵便貯金制度が始められるのでございしますが、これによりまして本年度内に二十五億乃至三十億円の貯金の吸収を計画しておるといふお話がございました。尙詳細な質疑應答が重ねられたのでございしますが、それは速記録によつて御承願い申し上げます。かくて藤田委員の質疑打ち切りの動議が成立いたしました。質疑を終了し、直ちに討論に入つたのでございしますが、格別の御発言もなく、引續いて採決に移りましたところ、全員一致原案通り可決すべきものと認めた次第でございます。以上簡單でございしますが、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 議事日程變更につきお諮りいたします。この際日程第三より第三十九までの請願及び日程第四十五より第五十六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。国土計画委員長赤木正雄君。

国土計画委員会請願審査報告書
一議院の會議に付するを要するもの。

請第五百五十七号 清水港、甲府市間を國道とすることに關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年九月十七日
国土計画委員長 赤木 正雄
参議院議長松平恒雄殿

国土計画委員会特別報告第一号
清水港、甲府市間を國道とすることに關する請願

文書表第五百五十七号 清水市長 山本正治外九名呈出
右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年九月十七日
国土計画委員長 赤木 正雄
参議院議長松平恒雄殿

意見書案

清水港、甲府市間を國道とすることに關する請願

請願者 清水市長山本正治外九名呈出

右の請願は

清水港と甲府市を結ぶ縣道は表日本から裏日本に通じる重要路線であるが急勾配、屈曲甚しく、幅員狭少で自動車の使用全く不能である故産業の開發と、輸送完備の爲國道に編入して改修工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

国土計画委員会請願審査報告書
第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

請第八号 秋田縣米代川並びに阿仁川改修速成に關する請願

請第四十二号 千曲川及びさい川改修工事に關する請願

請第四十五号 黒瀬川並びに中川改修工事に關する請願

請第四十六号 賀茂川改修工事に關する請願

請第四十九号 常願寺川改修速成に關する請願

請第五十一号 最上川災害復旧工事の促進に關する請願

請第五十三号 旭川改修工事促進に關する請願

請第五十七号 霞ヶ浦北浦治水工事に關する請願

請第八十九号 吉井川下流改修工事費増額に關する請願

請第九十六号 表六甲山系の治水事業促進に關する請願

請第一百五号 肱川治水工事促進に關する請願

請第三十六号 木曾川上流改修工事に關する請願

請第四十九号 信濃川の堤防工事促進並びに建設省の設置に關する請願

請第六十五号 荒川改修工事に關する請願

請第九十一号 利根川改修区域を銚子河口まで延長することに關する請願

請第九十六号 山口縣下の道路改修工事に關する請願

請第九十八号 縣道手鎌南関線改修工事に關する請願

請第二百八号 旭川改修工事促進に關する請願

請第二百十一号 電信川改修工事に關する請願

請第二百二十四号 蘆田川改修

工事に關する請願

請第二百二十七号 天龍川堤防復旧工事施行に關する請願

請第二百六十三号 加古川中流改修工事に關する請願

請第二百七十五号 鵜飼川外二河川改修工事に關する請願

請第二百八十号 姫路市濱縣道の一部改修工事に關する請願

請第二百八十二号 瀬戸内海國立公園区域に愛媛縣を編入することに關する請願

請第二百八十九号 美濃川改修工事に關する請願

請第二百九十二号 常願寺川改修工事促進に關する請願

請第二百九十四号 北上川堤防補強工事施行に關する請願

請第三百二二号 狩野川改修工事並びに放水路開きに関する請願

請第三百四号 重信川改修工事に關する請願

請第三百八号 國道第三号線改修工事施行に關する請願

請第三百十二号 大淀川改修区域の國直轄測量調査に關する請願

請第三百十三号 大淀川改修工事促進に關する請願

請第三百十九号 鮎喰川改修工事に關する請願

請第三百二十三号 兵庫縣赤穂御崎海岸一帯を瀬戸内海國立公園に編入することに關する請願

請第四百二十三号 山陽國道玉島町附近改良工事に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月二十二日

国土計画委員長 赤木 正雄
参議院議長松平恒雄殿

国土計画委員会請願特別報告第二号

秋田縣米代川並びに阿仁川改修速成に關する請願

請第八号 秋田縣北秋田郡鷹巣、町長成田喜八外三十一名提出

千曲川及びさい川改修工事に關する請願

請第四十二号 長野縣上水内郡朝陽村長篠原太一外一名提出

黒瀬川並びに中川改修工事に關する請願

請第四十五号 廣島縣賀茂郡西條町長武則一水外百四十二名提出

賀茂川改修工事に關する請願

請第四十六号 廣島縣賀茂郡竹原町長水戸幾七外二百四十六名提出

常願寺川改修速成に關する請願

請第四十九号 富山縣中新川郡三郷村長廣井文作外三百二十一名提出

最上川災害復旧工事の促進に關する請願

請第五十一号 酒田市長本間重三外二十二名提出

- 旭川改修工事促進に関する請願
請第五十三号 岡山市長田中弘
道外四名提出
- 霞ヶ浦北浦治水工事に関する請願
請第五十七号 茨城縣行方郡香
澄村牛堀百十六番地須田誠太
郎外八百三十三名提出
吉井川下流改修工事費増額に關
する請願
請第八十九号 岡山縣上道郡西
大寺町黒田莊吉外六千四百六
十名提出
表六甲山系の治水事業促進に關
する請願
請第九十六号 西宮市長辰馬卯
一郎外七名提出
肱川治水工事促進に関する請願
請第一百十五号 愛媛縣喜多郡大
洲町長田中紺藏外二十四名提
出
木曾川上流改修工事に関する請願
請第一百三十六号 愛知縣中島郡
長岡村長日比寛外四十一名提
出
信濃川の堤防工事促進並びに建設
省の設置に関する請願
請第一百四十九号 長岡市長松田
弘俊外十六名提出
荒川改修工事に関する請願
請第一百六十五号 熊谷市長鴨田
宗一外十二名提出
利根川改修区域を銚子河口まで延
長することに関する請願
請第一百九十一号 銚子市長加藤
- 、道之助外十二名提出
山口縣下の道路改修工事に関する
請願
請第一百九十六号 山口市長山下
太郎外八名提出
縣道手鎌南園線改修工事に関する
請願
請第一百九十八号 大牟田市長田
中忠藏提出
旭川改修工事促進に関する請願
請第二百八号 岡山市長山中弘
道外十八名(外一件)提出
重信川改修工事に関する請願
請第二百一十一号 愛媛縣温泉郡
浮穴村長豊島辰三郎提出
肱川改修工事に関する請願
請第二百二十四号 岡山縣廣島
郡府中町長小川利夫外十一名
提出
天龍川堤防復旧工事施行に關する
請願
請第二百二十七号 靜岡縣磐田
郡富岡村堀内敏一提出
加古川中流改修工事に関する請願
請第二百六十三号 兵庫縣加東
郡東住村長松尾輝雄外七名提
出
鮎石川外三河川改修工事に關する
請願
請第二百七十五号 柏崎市長三
井田虎一郎外十六名提出
姫路市瀨邊道の一部改修工事に關
する請願
請第二百八十号 姫路市長石見
元秀提出
- 瀬戸内海國立公園區域に愛媛縣を
編入することに関する請願
請第二百八十二号 愛媛縣知事
青木重臣外二名提出
實業川改修工事に関する請願
請第二百八十九号 兵庫縣美囊
郡三木町長堀田光雄外五名提
出
常願寺川改修工事促進に関する請
願
請第二百九十二号 富山市長尾
山三郎提出
北上川堤防補強工事施行に關する
請願
請第二百九十四号 宮城縣登米
郡織節村長及川健男外十三名
提出
狩野川改修工事並びに放水路開
くに関する請願
請第三百二二号 靜岡縣田方郡並
山村役場内久保山豊提出
重信川改修工事に関する請願
請第三百四号 愛媛縣温泉郡浮
穴村長豊島辰三郎提出
國道第三号線改修工事施行に關
する請願
請第三百八号 延岡市長佐藤千
吉郎外三名提出
大淀川改修区域の國直轄測量調査
に関する請願
請第三百一十二号 都城市長瀬戸
山三男外十名提出
大淀川改修工事促進に関する請願
請第三百十三号 宮崎市長荒川
岩吉外八名提出
- 鮎喰川改修工事に関する請願
請第三百三十九号 徳島市長妹尾
芳太郎外十名(外一件)提出
兵庫縣赤穂御崎海岸一帯を瀬戸内
海國立公園に編入することに関
する請願
請第三百二十三号 兵庫縣赤穂
郡赤穂町長柴田信次外六名提
出
山陽國道玉島町附近改良工事に關
する請願
請第四百二十三号 岡山縣淺口
郡玉島町長安藤嘉助提出
右三十六件の請願は内閣に送付す
る要するものと審査決定した。よつ
て別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十二年十一月二十二日
國土計画委員長 赤木 正雄
参議院議長松平 恒雄殿
- 意見書案
秋田縣米代川並びに阿仁川改修速
成に関する請願
請願者 秋田縣北秋田郡鷹巣町
長成田喜八外三十一名提出
千曲川及びさい川改修工事に關
する請願
請願者 長野縣上水内郡朝陽村
長篠原太一外一名提出
黒瀬川並びに中川改修工事に關
する請願
請願者 廣島縣賀茂郡西條町長
武則一水外百四十二名提出
賀茂川改修工事に関する請願
請願者 廣島縣賀茂郡竹原町長
- 水戸幾七外二百四十六名提出
常願寺川改修速成に関する請願
請願者 富山縣中新川郡三郷村
長廣井文作外三百二十一名提
出
最上川災害復旧工事の促進に關
する請願
請願者 酒田市長本間重三外
十二名提出
旭川改修工事促進に関する請願
請願者 岡山市長田中弘道外四
名提出
霞ヶ浦北浦治水工事に関する請願
請願者 茨城縣行方郡香澄村牛
堀百十六番地須田誠太郎外八
百三十三名提出
吉井川下流改修工事費増額に關
する請願
請願者 岡山縣上道郡西大寺町
黒田莊吉外六千四百六十名提
出
表六甲山系の治水事業促進に關
する請願
請願者 西宮市長辰馬卯一郎外
七名提出
肱川治水工事促進に関する請願
請願者 愛媛縣喜多郡大洲町長
田中紺藏外二十四名提出
木曾川上流改修工事に関する請願
請願者 愛知縣中島郡長岡村長
日比寛外四十一名提出
信濃川の堤防工事促進並びに建設
省の設置に関する請願
請願者 長岡市長松田弘俊外十
六名提出
荒川改修工事に関する請願

請願者 熊谷市長嶋田宗一外十二名提出

利根川改修区域を銚子河口まで延長することに關する請願

請願者 銚子市長加藤道之助外十二名提出

旭川改修工事促進に關する請願

請願者 岡山市長田中弘道外十八名(外一件)提出

軍信川改修工事に關する請願

請願者 愛媛縣温泉郡浮穴村長 豊島辰三郎提出

蘆田川改修工事に關する請願

請願者 岡山縣產品郡府中町長 小川利夫外十一名提出

天龍川堤防復旧工事施行に關する請願

請願者 靜岡縣磐田郡富岡村堀内敬一提出

加古川中流改修工事に關する請願

請願者 兵庫縣加東郡東住村長 松尾雄雄外七名提出

鰍石川外二河川改修工事に關する請願

請願者 柏崎市長三井田虎一郎外十六名提出

美濃川改修工事に關する請願

請願者 兵庫縣美濃郡三木町長 堀田光雄外五名提出

常願寺川改修工事促進に關する請願

請願者 富山市市長尾山三郎提出 北上川堤防補強工事施行に關する請願

請願者 宮城縣登米郡錦織村長 及川健男外十三名提出

狩野川改修工事並びに放水路開さくに関する請願

請願者 靜岡縣田方郡龜山村役場内久保田豊提出

電信川改修工事に關する請願

請願者 愛媛縣温泉郡浮穴村長 豊島辰三郎提出

大淀川改修区域の國直轄測量調査に關する請願

請願者 都城市市長瀬戸山三男外十名提出

大淀川改修促進に關する請願

請願者 宮城市市長荒川岩吉外八名提出

鮎喰川改修工事に關する請願

請願者 德島市長妹尾芳太郎外十一名(外一件)提出

右の請願は

いづれもわが國における最近の洪水の被害にかんがみ河川改修の促進あるいは着手を要望したものであつて

參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

瀬戸内海國立公園区域に愛媛縣を編入することに關する請願

請願者 愛媛縣知事青木重臣外二名提出

兵庫縣赤穂郡海岸一帯を瀬戸内海國立公園に編入することに關する請願

請願者 兵庫縣赤穂郡赤穂町長 柴田信次外六名提出

右の請願は

いづれも觀光文化の發展のため緊要であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

山口縣下の道路改修工事に關する請願

請願者 山口市長山下太郎外八名提出

縣道手鎌南關線改修工事に關する請願

請願者 大牟田市長田中忠藏提出

出

姫路市濱縣道の一部改修工事に關する請願

請願者 姫路市長石見元秀提出 國道第三号線改修工事施行に關する請願

請願者 延岡市長佐藤千吉郎外三名提出

山陽國道玉島町附近改良工事に關する請願

請願者 岡山縣淺口郡玉島町長 安藤嘉助提出

右の請願は

いづれも交通上最も緊急な道路の改修促進を要望したものであつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

國土計畫委員會陳情審査報告書 第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

陳第三百六十六号 五十里えん堤の築設促進に關する陳情

陳第三百五十一号 江合、鳴瀬及び吉田三川改修工事に關する陳情

陳第三百六十六号、第三百七十七号 迫川改修工事に關する陳情

陳第三百九号 荒川落堀改修工事に關する陳情

陳第三百十五号 阿武隈川その他の河川改修工事に關する陳情

陳第三百三十四号 利根川水系改修工事に關する陳情

陳第三百五十一号 北利根川並びに常陸川改修工事に關する陳情

陳第四百二十三号 荒川改修工事促進に關する陳情

陳第四百二十五号 菊川改修工事に關する陳情

陳第四百四十四号 山國川改修

工事國營施行に關する陳情

陳第四百五十一号 入間川改修工事に關する陳情

陳第四百五十七号 江合川堤防工事促進に關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月二十二日

國土計畫委員長 赤木 正雄

參議院議長 松平 恒雄殿

國土計畫委員會陳情特別報告書 第一号

五十里えん堤の築設促進に關する陳情

陳第三百六十六号 五十里えん堤築設促進期成會會長栃木縣知事小平重吉提出

江合、鳴瀬及び吉田三川改修工事に關する陳情

陳第三百五十一号 宮城縣遠田郡沼部村長只直助外六名提出

迫川改修工事に關する陳情

陳第三百六十六号 宮城縣栗原地方町村長會長尾形基治提出

陳第三百七十七号 迫川改修期成同盟會長大石倫治提出

荒川落堀改修工事に關する陳情

陳第三百九号 荒川落堀改修期成同盟會長千葉新吾外六名提出

出

阿武隈川その他の河川改修工事に關する陳情

關する陳情

陳情第三百五十一号 茨城縣會議

長瀬川七平提出

荒川改修工事促進に關する陳情

陳情第四百二十三号 熊谷市長鴨

宗一外十二名提出

荒川改修工事に關する陳情

陳情第四百二十五号 靜岡縣小笠

郡平田村長戸塚民平外八名提出

山國川改修工事國營施行に關する

陳情

陳情第四百四十四号 福岡縣議會

議長稻垣稔提出

入間川改修工事に關する陳情

陳情第四百五十一号 川越市長伊

藤泰吉外二十七名提出

江合川堤防工事促進に關する陳情

陳情第四百五十七号 宮城縣遠田

郡沼部村長只野直助外三名提出

出

右十三件の陳情は内閣に送付するを

要するものと審査決定した。よつて

別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月二十二日

國土計画委員長 赤木 正雄

参議院議長松平 恒雄殿

意見書案

五十里えん堤の築設促進に關する

陳情

陳情者 五十里えん堤築設促進

期成會會長榑木縣知事小平重

吉提出

江合、鴨瀬及び吉田三川改修工事

に關する陳情

陳情者 宮城縣遠田郡沼部村長

只野直助外六名提出

馬見ヶ崎川改修工事に關する陳情

陳情者 山形市議會議長加藤市

左衛門提出

追川改修工事に關する陳情

陳情者 宮城縣栗原地方町村長

會長尾形基治提出

陳情者 追川改修期成同盟會長

大石倫治提出

荒川落堀改修工事に關する陳情

陳情者 荒川落堀改修期成同盟

會長千葉新吾外六名提出

阿武隈川その他の河川改修工事に

關する陳情

陳情者 宮城縣議會議長高橋清

外五名提出

利根川水系改修工事に關する陳情

陳情者 茨城縣知事友末洋治提

出

北利根川並びに常陸川改修工事に

關する陳情

陳情者 茨城縣議會議長菊田七平

提出

荒川改修工事促進に關する陳情

陳情者 熊谷市長鴨宗一外十二

名提出

荒川改修工事に關する陳情

陳情者 靜岡縣小笠郡平田村長

戸塚民平外八名提出

山國川改修工事國營施行に關する

陳情

陳情者 福岡縣議會議長稻垣稔

提出

入間川改修工事に關する陳情

陳情者 川越市長伊藤泰吉外二

十七名提出

江合川堤防工事促進に關する陳情

陳情者 宮城縣遠田郡沼部村長

只野直助外三名提出

右の陳情は

いづれも我が國における最近の洪水

の被害にかんがみ河川改修の促進或

は着手等を要望したものであつて参

議院は、願意の大体は妥當なものな

りと思ふ。よつて内閣は鋭意これが

實現に努力せられたい。ここに國會

法第八十一條により別冊を送付す

る。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

〔赤木正雄君發言、拍手〕

○赤木正雄君 只今議題になりました

請願並びに陳情に關する委員會の審議

の狀態並びに結果を御報告いたしま

す。國土計画委員會に付託された請願

並びに陳情は現業關係のものが非常に

多いのであります。従つてこれらはよ

くその實地を調査研究しない以上は容

易にこれを採択し難い。こういう關係

がありましますから、委員會或いは政府に

おいて十分調査したものを採択する。

こういう方針を採りました。次に、よ

しんば採択しましたも、種々の關係か

ら数年間の實現が期し難いものは、

採択の意味もありませんから、そい

うものは採択いたさなかつたのであり

ます。こういう見地からいたしまして

この結果を御報告いたします。

秋田縣米代川並びに阿仁川改修連成

に關する請願、千曲川及びび川改修

工事に關する請願、黒瀬川並びに中川

改修工事に關する請願、賀茂川改修

工事に關する請願、常願寺川改修

連成に關する請願、最上川災害復旧工

事の促進に關する請願、旭川改修工事

の促進に關する請願、霞ヶ浦北浦治水工

事に關する請願、吉井川下流改修工事

費増額に關する請願、表六甲山系の治

水事業促進に關する請願、脇川治水工

事促進に關する請願、木曾川上流

改修工事に關する請願、信濃川の堤防

工事促進に關する請願、荒川改修工事

に關する請願、利根川改修区域を銚子

河口まで延長することに關する請願、

電信川改修工事に關する請願、蘆田川

改修工事に關する請願、天龍川堤防復

旧工事施行に關する請願、加古川中流

改修工事に關する請願、鮎川外二河

川改修工事に關する請願、美濃川改修

工事に關する請願、北上川堤防補強工

事施行に關する請願、狩野川改修工事

並びに放水路開きに關する請願、大

湫川改修区域の國道精測量調査に關す

る請願、大湫川改修工事促進に關する

請願、鮎川改修工事に關する請願、

五十里えん堤の築設促進に關する陳

情、江合、鴨瀬及び吉田三川改修工事

に關する陳情、追川改修工事に關する

陳情、荒川落堀改修工事に關する陳

情、阿武隈川その他の河川改修工事に

關する陳情、利根川水系改修工事に

關する陳情、北利根川並びに常陸川改修

工事に關する陳情、荒川改修工事促進

に關する陳情、菊川改修工事に關する

陳情、山國川改修工事國營施行に關す

る陳情、入間川改修工事に關する陳

情、江合川堤防工事促進に關する陳

情、これらはすでに内務省の直轄工事

として、或いは府縣の工事といたしま

して河川改修に着手中のものが、戰

争中工事が中止されていたために、こ

の際改めて継続着手されたい。或いは

物資並びに勞銀の著しく高まつた現在

におきましては既定の工費では到底予

期の目的を達することはできないから

工費の増額をお願いする。或いは最近

の水害に鑑みまして、現在の河川狀態

に放置しては甚だ危険であるから、一

日も早くこれが改修を圖られたい。こ

ういう三つの趣旨のいずれかに該當す

るものでありまして國土の安定、食糧

の確保、産業の増進の上から見て、

いづれもこれを採択の上に政府に送付

するのを妥當と決したのであります。

次に清水港、甲府市間を國道とする

ことに關する請願、山口縣下の道路改

修工事に關する請願、縣道手鏡、南関

線改修工事に關する請願、甲府市役

所前、妻鹿間道路改修に關する請願、

國道第三号線改修工事施行に關する請

願、山陽國道玉島町附近改良工事に

關する請願、これらは幹線道路の前後は

すでに改修されておりましたが、その一

部分が未改修に放置されておること、

或いは地方で最も重要な路線でありな

がら未だ改修されておらない。従つてこ

の改修はすべての点から最も必要と認

めまして、これを採択の上に政府に送

付するのを妥當と決定いたしました。

次に瀬戸内海國立公園區域に愛媛縣

を編入することに關する請願、兵庫縣

赤穂御崎海岸一帯を瀬戸内海國立公園

に編入することに關する請願、これら

はすでに國立公園に指定されておる瀬

戸内海國立公園の近接地域でありまし

て、景色の勝れておる点、或いは文化

交通の上から見ましても、瀬戸内海國

立公園に編入されて然るべきものであ

ります。軍事上その他の關係で今日

まで編入されていなかったものでありま

す。従つてこの際これを採択の上政府

に送付するのを妥當と決定した次第で

あります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御發言もな

ければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告

の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

審判報告書

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十二日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

九鬼紋十郎 石川 進吉
深川タメエ 下條 恭兵
玉屋 喜章 星 一
木内 四郎 西郷吉之助
波多野 鼎 川上 嘉
小林米三郎 赤澤 與仁
小宮山常吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正の趣旨は、金融機関の再建整備に伴う未払込資本金の徴収に關し新たに規定を設け、徴収金額は各株式につき計算した整理負担額が当該株式の拂込済金額を超

える場合、その超過額を超える金額を拂込せしめることとし、拂込責任は指定時現在の株主にこれを負わしめ、その株主が個人及び閉鎖機関であつた場合、失権により拂込責任を免れ得るが、閉鎖機関以外の法人は拂込能力があるものと認められるので、拂込債務を免れ得ない。法人のうちでも特別整理会社及び金融機関にあつては、拂込債務は旧規定に照らしめられるので、再建整備法の原則に従つて打切整理せられるものとし、指定時株主が失権した株式は未拂込株主徴収金融機関に帰属せしめ、これらの株式を競買その他の方法により処分するものとし、また指定時後株主となつた者にも、拂込をなし得る機会を與え、もし拂込をしない場合には失権するが、善意の取得者であれば、譲渡人に失権による損害を求償することができることとするものであつて、いずれも適當の改正と認める。

また再建整備中の金融機関が解散した場合には、その旧規定は再建整備法によつて整理せられるので、財産目録及び貸借対照表並びに債権者に対する債権申出の催告は新規定についてのみ行えば足りるものとし、且つ新規定に屬する債務の弁済は、再建整備による最終処理が完了するまで停止し、完了後に清算措置を進行せしめることとしたものであつて、適當な改正と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて金融機関の再

建整備を促進し得る利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月十八日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第三号中「勅令の定めるところにより」を削り、同條第五項を削る。

第二十五條の二 前條第一項第三號の規定により各株式につき拂込をなすしめる金額は、各株式につき計算された確定損の整理負担額から當該株式の拂込済金額を控除した金額を超える金額でなければならぬ。但し、當該株式の未拂込金額を超えることができない。

第二十五條の三 資本の減少を行はなければならぬ金融機関で株券(出資證券及び基金證券を含む。以下同じ。)を發行してあるものは、第二十七條第一項の認可を受けた後、第二十八條第一項の公告とともに、當該金融機関の確定損を負担すべき株主又は當該株主の株式に質權を有する者で株主名簿

(出資者名簿その他これに準ずるものを含み。以下同じ。)に記載のある者は、その株券を一定期間内に當該金融機関に提出すべき旨を公告しなければならぬ。前項の期間は、一箇月以上二箇月の範圍内で、これを定めなければならない。

第二十五條第一項第三號の規定による資本の減少は、第二十七條第一項の認可を受けた最終處理方法書(以下決定最終處理方法書といふ。)に定めるところにより未拂込株主金(未拂込出資金を含む。以下同じ。)の拂込をなすしめる金融機関(以下未拂込株主金徴収金融機関といふ。)については第二十五條の五第一項の拂込期日、その他の金融機関については第一項の期間満了の日(株券を發行してゐないものについては新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日)において、その效力を生ずる。

第二十五條第一項第三號の規定による資本の減少があつた場合において交付すべき新株券は、第一項の規定により提出のあつた株券につき、これに記載された一株の金額その他の事項に所要の変更を加へたものを以て、これに充てるものとする。

第二十五條の四 未拂込株主金徴収金融機関は、決定最終處理方法書に定めるところにより未拂込株主金の拂込をなすしめる株式について、第二十七條第一項の認可を受けた後遅滞なく、指定時において株主として株主名簿に記載された者

(指定時において第五十七條第一項に規定する金融機関以外の金融機関の株主として株主名簿に記載された者について相續又は分割若しくは合併のあつた場合においては、その一般承継人 以下指定時株主といふ。)以外の株主(指定時株主でその後株主とならざるものとなり當該株式を再び取得した株主を含む。)に對し、前條第一項の期間(株券を發行してゐない金融機関については、第二十八條第一項の公告の日から一箇月以上二箇月の範圍内でその定める期間)内に決定最終處理方法書に定める當該株式の未拂込株主金の拂込をなすべき旨を催告し、同時に、その株主及びその株主の株式につき株主名簿に質權者として記載された者に對し、株主がその拂込をしないときはその催告は效力を失ひその株主はその株式につき株主の權利を失ふ旨を通知しなければならない。

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利を失ひ、その株式は、前項の期間満了の時において、指定時株主(指定時において信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のあつた株式又は金融機関の整理負担額が八條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社又は信託業務を兼營する銀行の指定時における信託勘定の勘定に屬する資産の目録

の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

審判報告書

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十二日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

九鬼紋十郎 石川 進吉
深川タメエ 下條 恭兵
玉屋 喜章 星 一
木内 四郎 西郷吉之助
波多野 鼎 川上 嘉
小林米三郎 赤澤 與仁
小宮山常吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正の趣旨は、金融機関の再建整備に伴う未払込資本金の徴収に關し新たに規定を設け、徴収金額は各株式につき計算した整理負担額が当該株式の拂込済金額を超

(指定時において第五十七條第一項に規定する金融機関以外の金融機関の株主として株主名簿に記載された者について相續又は分割若しくは合併のあつた場合においては、その一般承継人 以下指定時株主といふ。)以外の株主(指定時株主でその後株主とならざるものとなり當該株式を再び取得した株主を含む。)に對し、前條第一項の期間(株券を發行してゐない金融機関については、第二十八條第一項の公告の日から一箇月以上二箇月の範圍内でその定める期間)内に決定最終處理方法書に定める當該株式の未拂込株主金の拂込をなすべき旨を催告し、同時に、その株主及びその株主の株式につき株主名簿に質權者として記載された者に對し、株主がその拂込をしないときはその催告は效力を失ひその株主はその株式につき株主の權利を失ふ旨を通知しなければならない。

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利を失ひ、その株式は、前項の期間満了の時において、指定時株主(指定時において信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のあつた株式又は金融機関の整理負担額が八條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社又は信託業務を兼營する銀行の指定時における信託勘定の勘定に屬する資産の目録

に記載のあつた株式については、その際その株式につき信託の委託者であつた者（以下同じ。）に歸属する。但し、第五十七條第一項に規定する金融機關の指定時株主がその役員又は組合員の資格を有しない者であるときは、その株式は、當該未拂込株主が徴収金融機關に歸属する。

前項本文の規定により株式が歸属すべき者が存しないときは、その株式は、當該未拂込株主が徴収金融機關に歸属する。

第二十五條の五 未拂込株主が徴収金融機關は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間以内に、決定最終整理方法書に定めるところにより拂込期日を定め、株主（前條第一項の規定により拂込のあつた株式の株主及び外國に住所を有する指定時株主を除く。）に對し、未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告しなければならぬ。

前項の場合において、前條第二項の規定により株式の歸属した指定時株主（指定時株主でその後株主たざることとなり當該株式を再び取得した株主を除く。）に對する催告は、指定時においてその株式の株主として株主名簿に記載された者に對し、株主名簿に記載された者の住所に宛てて、これをなせば足りる。但し、指定時株主がその氏名及び住所を金融機關に通知したときは、この限りでない。

第一項の拂込期日は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間を経過した時から一箇月以上二箇

月の範囲内で、これを定めなければならない。

金融機關又は會社經理應急措置法の特別經理會社（會社經理應急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。以下特別經理會社といふ。）が、左の各號に掲げる株式について、第一項の規定により未拂込株金の拂込をなすべき旨の催告を受けた場合において、同項の拂込催告が當該金融機關（第二號の株式については同號の金融機關 以下本條中同じ。）の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社（第二號の株式について同號の特別經理會社 以下本條中同じ。）の舊勘定及び新勘定の併合（舊勘定のみを設ける特別經理會社については舊勘定の廢止以下同じ。）の日以前になされたときは、當該株主に對する拂込期日は、同項の規定にかかわらず、當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日後一箇月を経過した日とする。

一 金融機關又は特別經理會社の所有する株式 但し、信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のある株式又は金融機關經理應急措置法第八條第一項の規定により不證人の認許を受けた信託會社（信託業務を兼營する銀行を含む。）の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資産の目録に記載のある株式（以下信託株式といふ。）を除く。

二 信託株式で、金融機關又は特別經理會社がその信託の委託者であるもの。

第二十五條の六 前條第一項の規定により催告があつた株式が左の各號の一に該當するものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、その株主は、同項の催告に係る株金（出資金を含む。以下同じ。）拂込の義務を免れるとともに、拂込をしないその株式につき株主の權利を失ふ。

一 法人（國を含み、相續人のあることが明かでない場合において法人とせられた相續財産を除く。以下同じ。）以外の者の所有する株式

二 閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關（以下閉鎖機關といふ。）の所有する株式

三 信託株式で、前二號に掲げる者がその信託の委託者であるもの

第二十五條の七 第二十五條の五第一項の規定により催告があつた株式が前條各號に掲げるもの以外のものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、未拂込株金徴収金融機關は、その株主が未拂込株金の拂込をしない株式を、賣渡法の規定に従ひ賣渡し、又は他の方法により賣却することができる。この場合において、損害賠償及び定款を以て定めた譲約金の請求をなすこと

は、これを妨げない。

商法第二百四條第二項及び第三項の規定（譲渡人の責任に關する部分を除く。）は、前項の場合に、これを準用する。

商法第三百九十二條及び第三百九十三條並びに非訟事件手續法第三百三十五條ノ二十四及び第三百三十五條ノ四十二乃至第三百三十五條ノ四十六の規定は、未拂込株金徴収金融機關が第一項の株主に株金の拂込をなさしめる場合に、これを準用する。

第一項の規定により賣渡をなすもその結果を得られなかつたとき又は相當の期間内に同項の規定による賣却をなさなかつたときは、未拂込株金徴収金融機關は、同項の株主に對しその旨を通知することができる。

前項の通知があつたときは、當該株主はその權利を失ふ。この場合においては、商法第二百四條第三項の規定（譲渡人の責任に關する部分を除く。）を準用する。

第二十五條の五第二項の規定は、第四項の通知に、これを準用する。

第二十五條の八 第二十五條の五第一項の規定により催告を受けた株主（信託株式についてはその委託者）が金融機關である場合において、當該金融機關に對し第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があるときは、その催告のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拂込催告額の異なるものと區分し、その區分の異なるごとに、同項第七號又は第九號の規定により確定額の整理負擔額を計算し、その計算額を當該區分に屬する株式の一株當り拂込催告額で除して得た數（一未滿の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式の數に同法第十八條の決定額計算に定める同法第六條第十號の割合を乗じて得た數（一未滿の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式について、その株主

るごとに、同項第七號又は第九號の規定により確定額の整理負擔額を計算し、その計算額を當該區分に屬する株式の一株當り拂込催告額で除して得た數（一未滿の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式の數に同法第十八條の決定額計算に定める同法第六條第十號の割合を乗じて得た數（一未滿の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式について、その株主

は、當該特別整理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日（同法第三十六條第一項第一號及び同號の規定を準用する場合の特別整理會社が舊勘定及び新勘定の併合の日後整備計畫の全部の實行を終る日前にその報告を受けた場合においては拂込期日）において、第二十五條の五第一項の報告に係る株主拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。

前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十 企業再建整備法の特別整理株式會社（同法第五十二條の規定により同法の規定を準用される者を含む。）の發行する株式のうち企業再建整備法第十二條の規定に基づく命令の定めるところにより金融機關が株主拂込の義務を免れるとともに株主の權利を失つた株式以外の株式に係る株主拂込請求權は、第二十五條第三項の規定にかかわらず消滅しない。

第二十五條の十一 金融機關（金融機關が信託の委託者である場合における信託株式については受託者）が、當該金融機關（金融機關が信託の委託者である場合における信託株式については受託者たる金融機關 以下本條中同じ。）の新勘定及び舊勘定の區分の消滅後に、第二十五條の五第一項の規定により報告を受けた場合において、當該金融機關に對し前に第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があつたときは、若し當該報告が當該金融機關の新勘定

及び舊勘定の區分の消滅前にあつたならば、第二十五條の八第一項の規定によりその株主が株主の權利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において、第二十五條の五第一項の報告に係る株主拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。

第二十五條の八第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十二 特別整理會社（特別整理會社が信託の委託者である場合における信託株式についてはその受託者）が、當該特別整理會社（特別整理會社が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる特別整理會社 以下本條中同じ。）の舊勘定及び新勘定の併合の日（企業再建整備法第三十六條第一項第一號及び同號の規定を準用する場合の特別整理會社については整備計畫の全部の實行を終つた日（以下本條中同じ。））後に、第二十五條の五第一項の規定により報告を受けた場合において、當該特別整理會社に對し前に同法第十九條の規定の適用又は準用があつたときは、若し當該報告がその舊勘定及び新勘定の併合の日前にあつたならば第三十五條の九第一項の規定により當該特別整理會社が株主の權利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において、第二十五條の五第一項の報告に係る株主拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。

第二十五條の八第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十三 第二十五條の六乃至第二十五條の九又は前二條の規定により株主がその權利を失つた株式は、株主がその權利を失つた日において、未拂込株主徴収金融機關に歸屬する。

閉鎖機關が第二十六條の六の規定により株主の權利を失つた株式について、主務大臣の指定する日までに、第二十五條の五第一項の規定による當該株式の拂込報告額に相當する金額を提出してこれを買い受けることを申し出たときは、未拂込株主徴収金融機關は、その金額を以て、當該閉鎖機關にその株式を譲渡しなければならない。

第一項又は第二十五條の四第二項但書若しくは第三項の規定により未拂込株主徴収金融機關に歸屬した株式は、前項に規定する株式については同項の規定により主務大臣の指定する日後、その他の株式については當該金融機關に歸屬した日後の相當の時期に、決定最終處理方法書に定めるところにより、競賣その他の方法により、これを處分しなければならない。第二十五條の四第二項本文の規定により、未拂込株主徴収金融機關に歸屬した株式がある場合において、その株式についても、また同様とする。

第二十五條の十四 閉鎖機關が第二十五條の六の規定により株主の權利を失つた場合においては、前法第二百四十一條第二項の規定にかかわらず、未拂込株主徴収金融機關は、前條第一項の規定により當該金融機關に歸屬した株式について、同條第二項の規定により主務大臣の指定する日（同日以前に閉鎖機關に譲渡された株式については、その譲渡のあつた日）まで、議決權を有する。

前項の場合においては、未拂込株主徴収金融機關は、主務大臣の定めるところにより、同項の株式について、その議決權の行使を、閉鎖機關令第九條の規定による當該閉鎖機關の特殊整理人に委任しなければならない。この場合においては、當該特殊整理人は、その委任を受けることを拒むことができない。

第二十五條の十五 第二十五條の四第二項の規定により株主の權利を失つた者がその權利を失つた株式を有償で取得した者である場合においては、當該株主は、當該株式の譲渡人（その者が指定時における信託株式の受託者であつた場合においてははその委託者 以下同じ。）に對し、當該株式の對價に相當する金額の返還を請求することができ、但し、當該株式を有償で取得した者が左の各號の一に該當する場合、この限りでない。

一 法人
二 證券取引法第十五條の規定による證券業者
三 當該株式について第二十五條第一項第三號の規定による未拂込株金の拂込の報告のあるべきことを知ることができる地位にある者で命令の定めるもの

前項の場合において譲渡人が當該株式の對價に相當する金額を返還したときは、その者は、當該株式を有償で取得した者である場合に限り、當該株式の譲渡人に對し、その者が請求に應じて返還した金額の範圍内において、當該株式を取得した場合における對價に相當する金額の返還を請求することができる。但し、指定時株主又は前項但書各號の一に該當する者で昭和二十二年五月十三日以後當該株式を譲渡した者は、その對價に相當する金額の返還を請求することができない。

第一項の規定による請求權は、その株主の權利を失つた日から、前項の規定による請求權は、請求に應じて返還をなした時から、一年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。

第二十五條の十六 第二十五條の四第一項又は第二十五條の五第一項の規定により拂込の報告を受けた株主は、前法第二百四十二條の規定（これに準ずる他の法令の規定を含む。）にかかわらず、株金の拂込につき相殺をなすことができる。

第二十五條の四第二項又は第二

す。

前項の場合における國債、地方債その他の有價證券の評價額は、主務大臣の定めるところによる。

第二十五條の十八 第二十五條第一

項第三號の規定による拂込の場合に關しては、商法第二百十三條乃至第二百二十條の規定は、これを適用しない。

第五十三條の二 金融機關經理應遵守措置法第二十二條第二項の規定により認可を受けて解散した株式會社たる金融機關(以下解散金融機

關といふ。の清算人は、商法第四百十九條に規定する財産目録及び貸借對照表を作成するについて、新勘定の資産及び負債に關す

るものを作成し、同法第四百二十
一條及び第四百二十二條第一項の
規定による債權申出の催告をする
については、新勘定に屬する債務

他當該金融機關の會員又は組合員の受ける利益と同様の利益を受けることができる。

第二十五條の十五の規定の適用については、有価証券業取締法第一條に規定する有価証券業を營業者は、證券取引法第十五條の規定

の施行されるまでの間は、これを第二十五條の十五第一項但書第二號に規定する者とみなす。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒川英雄君、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました金
融機關再整備法の一部を改正する法
律案につきまして、委員会の審議の終
過並びに結果について御報告をいたし
ます。

この法律案は、金融機関の再建整備に伴いまして、未払込株金の徴収に關すること、並びに再建整備中に解散いたしました金融機関の措置に關しまして新たに規定を設けたものであるものであります。

金融機關の最終処理に當りまして、株主に確定損を負担させます場合におきまして資本の未償込があります場合には、これを徴収することになつておるのであります。その徴収につきまして、再建整備の趣旨に則りまして、且つて、

おりまする企業再建整備法によりまする特別整理会社の拂込徴収の規定と同一の原則によつておるのであります。

先ず拂込の責任は、指定時の株主即ち昭和二十一年八月十一日午前當時の株主が責任を持つものであります。併し指定時後株を新たに取得しましたところの株株主に対しても、拂込の責任を與えることにいたしておるので

ということになつておるのであります。これは各株につきましていろいろ計算の方法があるのであります。

それから手続といたしましては、株
込の催告の規定であるとか、或いは株
券を提出させまして、その金額だけを
訂正して戻すというふうなことがあ
るのであります。若し指定時の株主が
権をしたような場合には、株式は未帰

達徴収の金融機関に帰属することになつておるのであります。

尙民法、商法の例外規定といはしましては、閉鎖機關の失権株は、これが金融機関に帰属したものでありますけれども、その議決権は商法の規定の自れとの例外といひまして、特殊管理人が代つて議決権を行使すると、或人は二重に認められてゐる、前

まして、現存整備の一般原則に従つて、打切り整理されるのであります。その他の一般法人は拂込債務が免かれないのであります。指定時後に新株主になつた者でも、これが善意で取得した、即ち未拂込が徴収されるということを知らないで取得した者につきましては、選つてその誤漫人に対して求償権を認めておるのであります。それが順次廻りまして指定時の株主に至るといふことになつておるのであります。又、本年の五月十三日以降に取得した者につきましては、これは求償権を認めないといふ。これはその当時未拂込の徴収といふ方針が決まりました日でありますから、その後は知つておる者というより、に推定をされるのであります。

それから又各株につきまして計算いたしました整理の負担額が拂込済みの金額を超えるような場合には、その超過額より一銭でも多い金額を徴収する

商法第二百五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

未拂込株金の拂込請求權を他の主務大臣の指定する債權は、第一項及び第二項の規定にかかはらず、これを以て、株金拂込につき相殺をなすことができない。

未拂込株金徴収金融機關は、租
殺により消滅した債務（舊勘定に
屬するものを除く。）の額に相當す
る金額を、新勘定の舊勘定に對す
る借として整理しなければならな
い。

第二十五條の十七 未拂込株金徴収
金融機關の株主は、株金の拂込に
代へ、當該金融機關に、國債、地
方債その他主務大臣の指定する右
價證券を交付することができる。
この場合においては、その交付
は、株金の拂込と同一の效力を有

いたしまして、自分は前回の改正等につきましては反対をしたのであるが、戦時公債の支拂の問題とか、或いは金融機關を徒らに援助して、金融機關が産業を支配するといふふうなことが多くなるのはよろしくないといふふうな考えから反対したのであるが、今回の改正は手続であつて、大したことはないと思ふけれども、これらの觀念が尾を引いておるような感じがするので、暫く一顧態度を留保したいといふことであつたのであります。

他に御發言もなく、採決に入りましたところ、中西君を除きます外全員一致の賛成がありまして、大多數を以て政府原案を可決いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案に可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日俸第四十、國字國語問題の研究機關設置に関する請願先ず委員長の報告を求めます。文化委員長山本勇造君。

文化委員全請願審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するも

第七十四号 國字國語問題の研究機關設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

設立し、以てこの大策を確立された
との趣旨であつて参議院は、この
請願を妥當なるものと認める。よつ
て内閣は極力これが實現に努力せら
れたい。ここに国会法第八十一條に
より別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

〔山本勇彦君發議、拍手〕
○山本勇彦君 只今議題となりました
國字國語研究機關設置に關する請願に
つきまして、委員会における審議の終
過並びに結果につきまして簡単に御報
告申し上げます。

この請願は、安倍能成氏外五氏から
提出されたものでありまして、その趣
旨は、我が國の言葉、我が國の文字は
非常にむづかしい。その上混亂をして
いる。これでは教育を普及させる上にも、
亦文化の發展を図る上にも、或い
は又事務の能率を上げる上からも、非
常に妨げを成しておる。これを整理統
一して、國民の言葉、國民の文字とし
なはればいけない。そういうふうなも
のを定めるためには、政府がほしいま
まにこれを決定し、又は或る一派の意
見を取入れてやるというようなことが
あつてはならん。(拍手)これは、この
問題をやるためには、先ず國語の本
質、國語の移り行き、現代語のあり方
等を十分に研究した上で決定をしなければ
いけない。維新以來、國語國字の
問題はかまびすしく叫ばれております
けれども、これが解決を見ないのは、
そういう基礎的な研究が今までないが
しろにされておつたためである。それ
あるからして、今後解決をするため

には、是非共さういふ基礎的研究機關を設けるにしなければならぬ。これが請願の要諦であります。

一休、この國語學の問題と申しますと、さういふことは國語學者或いは國語運動家がやる問題であるというふうに誤解されておられるけれども、この問題は決して國語學者乃至は國語運動家だけの問題ではないと思つてあります。これは國民全体の問題であります。(拍手)この頃盛んに民主主義という言葉が言われておられるが、併しながら一方においてむづかしい漢語や漢字をふんだんに使う者があるのに、一方においては、さういふむづかしい言葉、むづかしい文字は、読むこともできない。書くこともできない。理解することもできないというような者が、國民の中に八五%もあるのがあります。さういふふうな不公平なことがあつて、それでどこに民主主義があるのでしょうか。それでありま

す。それからこれは我々現代人だけの問題ではなくて、子孫のため、又民族のためにも重大な關係を持つものであると私は思つてあります。(拍手)さういふ建前からいたしますと、我々の文化委員會におきましては、この國語に對して研究機關を作つてくれというこの請願に對しましては、十分に審査をいたしましたわけでありまして、從いまして、実は予算等の問題にまでも立ち入つて質疑をいたしましたのであります。間の關係もございまして、質疑應答の簡單な報告を申し上げます。

先づ第一にこの請願の趣旨について政府に質しましたところ、政府におきましても全くこれに賛成でございまして、むしろ賛成と申すよりは、この趣旨と殆んど同じような考えから、政府においては來年度において國語研究所を作り、そのために予算を實に計上している程である。さういふことなのであります。でありますからして、この請願の趣旨だけをとりましますならば、もう問題はないわけでありまして、併しながら先程申しましたように、我々のこの問題を非常に大事な問題と考へましたので、尙我々としてその点で考へましたことは、政府がさういふふうな研究所を作るといふことは大變結構なことでありまして、一体その研究所はどのくらいの規模のものであり、さうしてどういふ組織であり、又どこが所管するのであるか。立ち入つてさういふところも質問いたしましたのであります。

第一に規模の問題につきましては、政府といたしましては、研究所の所員約七十人ほど、四百万円くらいの予算でやつて行きたい。さういふ答弁がございました。併しながらイギリスのニュー・イングリッシュ・ディクショナリーという立派な辭書がございまして、これは一つの字引を作りますのに、二千人の人が三十年もかかつてやつておられるのであります。一つの字引を作るにそれくらいやつておられますのに、一國の國語學を定めるのにたつた七十人くらい、四百万円程度のこと、どれだけの研究ができるかといふことを質しましたところ、次の委員會におきまして、文部大臣が、前回の予算の約二倍半近くの一、千三百七万円を計上したい考えである。さういふ答弁がございました。第二の組織又所管等のことにつきましては、委員から非常に熱烈なる質問があつたのであります。これに對しまして、現文部當局といたしまして、この研究所は決して文部省の直轄にするというつもりはない。又これは民間に設立準備委員會を作つて、できるだけ民主的な研究所にして行きたい意向であるといふことを明らかにしたのであります。

そこで討論に入りました。これを民間に置くか、或いは議會に附屬させるか、或いは國立にするかといふようなことでさまざま議論があつたのであります。が、いふ／＼審議いたしました結果、これを國立のものとして、その予算とか施設とか事務上のことは文部省にやつて貰ふ。併しながらこの組織とか内容とかいふものについては民間人がやる。先づ最初に設立準備委員會を民間に作り、その内容はできるだけ學問的なものにして、時の政府乃至權力者のためにその研究を妨げられることがないようにならうと行きたい。さういふふうなところで落着いたのであります。

さうして最後にこの請願につきまして採決をいたしましたところ、一委員を除きましたる外、全部の委員がこの請願は採決すべきものであるといふことに決定したのであります。そこで本會議にかけ、又これを内閣に送付すべきものであるといふふうに決定いたしました次第でございまして。

最後にちよつと附加をさして頂きたいことは、或る一議員が採決の際に起立したかつたと申しましたが、その議員は決してこの請願の趣旨に反對なのではなくて、ただ文部省の今までのやり方に疑念を持つておりましたために起立したかつたのであります。併しながら文部省が本當に民主的にやつて行くのであるならば、この請願の趣旨には自分は賛成であるといふことを後の委員會におきまして言明をいたしておるのであります。勿論それだからと申しまして、前に採決しましたところの数を變更するといふことはできませんけれども、併しながら事實の上から申しますと今のような次第でございまして、この請願の趣旨は全委員賛成のものとなしまして誤まりではないと思つてあります。以上を以ちまして私の報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は委員長報告通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

- 【起立者多数】
- 議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本請願は採決し、内閣に送付することに決定せられました。
 - 議長(松平恒雄君) 日程第四十一より第四十四までの請願及び日程第五十八及び第五十九の陳情を一括して議題とすることに御異議ございせんか。
 - 議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電氣委員會理事飯田村太郎君。
 - 電氣委員會請願報告書第一号
 - 一議院の會議に付するを要するもの。
 - 請願第十号 日本発送電株式會社水力發電工事に関する請願
 - 請願第二十四号 配電強化に関する請願
 - 右の通り審議決定した。よつて報告する。
 - 昭和二十二年十一月十四日
 - 電氣委員長 佐々木良作
 - 參議院議長 松平恒雄殿
 - 電氣委員會請願特別報告第一号 日本発送電株式會社水力發電工事に関する請願
 - 請願第十号 東京都中央区築地三丁目八番地日本建設工業會會長竹中藤右衛門提出
 - 配電強化に関する請願
 - 請願第二号 四十五号 佐賀市長野口龍敬外十名提出
 - 右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審議決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月十四日

電氣委員長 佐々木良作

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

日本発送電株式會社水力発電工事
に関する請願

請願者 東京都中央区築地三丁
目八番地日本建設工事會會長
竹中藤右衛門提出

右の請願は

日本発送電株式會社の計画による
水力発電工事を日本建設工業會の有力な
會員である土木工事業者が施工を請負い、
あらゆる困難を克服して実施中であつたが、
最近セメントその他の主要資材の配給量が著しく
減少したため、工事中止を案じており、若し中止
となる場合は關係者が物心両面において困窮する
のみでなく政府に対する不信を招き且つ従業員
労働者を失業せしめ、あらゆる方面に與える影
響が大であるから右工事を続行せられたいとの趣
旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なもの
なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを實現に努
力せられたい。ここに國會議法第八十一條によ
り別冊を添付する。

昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

配電強化に関する請願

請願者 佐賀市長野口能敬外十
名提出

右の請願は

佐賀縣内の生産業は、愈々深刻化
した電力ききんのため毀滅寸前の状

官報号外 昭和二十二年十一月二十七日

參議院會議錄第五十七号

日本発送電株式會社水力発電工事に関する請願外五件

態であるから、発電能力の再検討、
発送電と配電の統一、関西地方
からの現在以上の電力の補給、節電
思想の普及徹底等につき善処されたいとの請願である。発送電と配電の
両社を統一する等の具体的方法
に就ては研究を要する事項である
が請願の趣旨である配電強化に就て
は參議院はその必要を認めるから内
閣において鋭意これを強化に努力せ
られたい。ここに國會議法第八十一條
により別冊を添付する。

昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

電氣委員長 佐々木良作

參議院議長松平恒雄殿

電氣委員會請願審查報告書第二
号

一議院の會議に付するを要するも
の。

請第二百八十七号 どん粉加工
事業用電力の取扱いに関する
請願

請第四百二十七号 電力割當に
関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和二十二年十一月十四日
電氣委員長 佐々木良作
參議院議長松平恒雄殿

電氣委員會請願特別報告書第二
号

でん粉加工事業用電力の取扱いに
関する請願

請第二百八十七号 茨城縣水戸
市黒羽根町茨城縣農業會内
織田彌吉提出

電力割當に関する請願

請第四百二十七号 熱海市咲見
町 内田貞良提出

右二件の請願は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月十四日
電氣委員長 佐々木良作
參議院議長松平恒雄殿

意見書案

でん粉加工事業用電力の取扱いに
関する請願

請願者 茨城縣水戸市黒羽根町
織田彌吉提出

出

右の請願は
我國一箇年の甘藷生産高は十億万貫
を超え國民生活に貢獻する点実には偉
大なものがあるが、毎年その三割程
度が腐敗している。これが対策とし
て國內ででん粉工場の新設及發展を圖
ることは時宜に適合した措置であり又で
ん粉はアルコールをはじめ重要な
輕工業の原料となつてゐる。しかし
て本縣ででん粉作業に着手するのは
大抵十月中旬で、十二月になるとこ
の作業上種々の困難を生ずるのであ
るが、この時期は、電力不足の時期
であつて昨年も給電中止に會ひばく
大量の甘藷を腐敗させた、本年に
おいても電力問題が打開せられない
と仕事に着手することは困難である
から、本事業に対する電力問題の根
本方策を確立されたいとの趣旨であ
つて參議院は願意の大体は妥當なも
のなりと思ふ。よつて内閣は鋭意こ
れが實現に努力せられたい。ここに
國會議法第八十一條により別冊を送付
する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

電力割當に関する請願

請願者 熱海市咲見町 内田貞
良提出

右の請願は

熱海市の生命とする温泉は、すべて
電動力を用ひ湯揚げしてゐるが、今
般の需給調整要領に基き消費割當
は、昨年湯水期における制限の四・
一六分の一となり、繁忙期の冬期を
控へ六日に一回辛うじて營業出來
る程度で、現在のまゝでは温泉旅館
營業を主とする熱海市民三万八千の
生活上の脅威はもと論議下最高の担
税力を持つ熱海市は、憂慮すべき諸
問題を引起すことが明らかであるから、
電力需給調整に際しては、土地
事情による特殊性を認め相当緩和出
来るより取計われないとの趣旨であ
る。現下の電力状態より見て需用者
に満足を与えることは困難であらう
が、電力の用途、使用状況等を睨み
合せ、内閣において適正に処理せら
れたい。ここに國會議法第八十一條に
より別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

電氣委員會陳情審查報告書第二
号

電氣委員會陳情審查報告書第二
号

一議院の會議に付するを要するも
の。

陳第四百三十四号 九州地方に
おける電力復興に関する陳情

陳第四百六十一号 關東地方電
源増強に関する陳情

昭和二十二年十一月十四日
電氣委員長 佐々木良作
參議院議長松平恒雄殿

意見書案

電氣委員會陳情特別報告書第一号
九州地方における電力復興に關する
陳情

陳第四百三十四号 福岡縣議會
議長稻垣稔提出

關東地方電源増強に関する陳情

陳第四百六十一号 東京都葛山
區寺島町七ノ二〇七 淺野榮次
郎提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月十四日
電氣委員長 佐々木良作
參議院議長松平恒雄殿

意見書案

九州地方における電力復興に關する
陳情

陳情者 福岡縣議會議長、稻垣
稔提出

右の陳情は
日本産業の心臓部をなす九州地方の
重要産業、中小企業は、現下の電力
事情のため存立の危機にひんし社会
不安を助長してゐるから、九州地区
の火力発電の復興を積極的に行行に
移して電力の増加を計ると共に本州
より相当量の送電を急速に實現し反
面適正配電と電力消費の合理化を計
られたいとの趣旨であつて參議院

は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲蔵

意見書案

関東地方電源増強に關する陳情

陳情者 東京都墨田区幸島町七ノ二〇七 淺野榮次郎提出

右の陳情は

現下の火力発電の減少と家庭電力の激増の状況を鑑み、今冬の洪水期を迎え、産業の復興と民生の安定を期するがための対策としては、積極的に電源を増強することが急務で、関東地方においては、陳情書記載の如き案を得て速かに実施されたいとの陳情である。

配電強化に對する所要資材の数量に就ては困難あるべきも陳情の趣旨については、参議院は、妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲蔵

飯田精太郎君發議、拍手

○飯田精太郎君 只今議題となりました請願第四百三十四号及び陳情第四百三十四号外一件の陳情の電氣委員会におきまして審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。便宜上類似のものを一括して御説明申し上げます。

請願第四百三十五号、配電強化に關する請願、陳情第四百三十四号、九州地方における電力復興に關する陳情、陳情第四百六十一号、関東地方電源増強に關する陳情の三件は、九州及び関東地区における現下電力事情の窮迫に鑑み、発電力及び配電設備の増強或いは使用の合理化等が緊要であるとの趣旨であります。又請願第四百八十七号、でん粉加工工業用電力の取扱いに關する請願、請願第四百二十七号、電力割當に關する請願の二件は、電力窮乏を反映して、特定業務又は地区における電力割當に關する請願であります。次に請願第四百十号、日本発送電株式會社水力発電工事に關する請願は、水力発電工事の中止が影響するところ多大であるから、工事を続行せられたいとの趣旨であります。委員会におきましては、これらにつき慎重審議をいたし、又政府関係當局の意向も聴取しました結果、請願陳情者の要望と、電力界の現状とを勘案し、それら必要なる意見を附して内閣に送付するが至当であるといふことに全会一致可決した次第であります。詳細は文書表、意見書案及び速記録又は議事録を御参照願います。以上で御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情はこれを採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は

全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第五十七、國光國策の確立に關する陳情の會議は、議事の都合によりこれを延期し、本日はこれにて延會いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

【異議なしと仰る者あり】

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午前十一時三十七分散會

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君

副議長 松本治一郎君

議員

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 板野 勝次君 | 中野 重治君 | 米倉 龍也君 | 赤木 正雄君 |
| 細川 嘉六君 | 西川 天香君 | 尾崎 行雄君 | 柏木 康治君 |
| 小川 友三君 | 廣瀬 興兵衛君 | 岩男 仁藏君 | 三島 通陽君 |
| 國井 淳一君 | 藤田 芳雄君 | 三島 西雄君 | 北條 秀一君 |
| 千田 正君 | 栗山 良夫君 | 徳川 宗敬君 | 鎌田 逸郎君 |
| 佐々木良作君 | 羽仁 五郎君 | 河井 鑰八君 | 宮城タマヨ君 |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 | 東浦 庄治君 | 下條 康廣君 |
| 高瀬 正之丞君 | 田村 文吉君 | 鈴木 憲一君 | 駒井 藤平君 |
| 山下 義信君 | 江熊 哲翁君 | 佐藤 尚武君 | 高橋龍太郎君 |
| 岡本 愛祐君 | 高田 寛君 | 野田 俊作君 | 山本 勇造君 |
| 中川 以良君 | 小野 哲君 | 村上 義一君 | 梅原 眞隆君 |
| 青山 正一君 | 山崎 恒君 | カニエ邦彦君 | 中村 正雄君 |
| 三好 始君 | 楠見 義男君 | 大野 幸一君 | 千葉 信君 |
| 服部 教一君 | 加賀 操君 | 中平常太郎君 | 内村 清次君 |
| 松村眞一郎君 | 來馬 琢道君 | 堀 恭兵君 | 山田 簡男君 |
| 伊藤 保平君 | 飯村 敬貴君 | 河崎 ナツ君 | 濱田 宣藏君 |
| 寺尾 博君 | 飯田精太郎君 | 藤井 新一君 | 金子 洋文君 |
| 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 | 大山 安君 | 佐伯 昭四郎君 |

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 板野 勝次君 | 中野 重治君 | 米倉 龍也君 | 赤木 正雄君 |
| 細川 嘉六君 | 西川 天香君 | 尾崎 行雄君 | 柏木 康治君 |
| 小川 友三君 | 廣瀬 興兵衛君 | 岩男 仁藏君 | 三島 通陽君 |
| 國井 淳一君 | 藤田 芳雄君 | 三島 西雄君 | 北條 秀一君 |
| 千田 正君 | 栗山 良夫君 | 徳川 宗敬君 | 鎌田 逸郎君 |
| 佐々木良作君 | 羽仁 五郎君 | 河井 鑰八君 | 宮城タマヨ君 |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 | 東浦 庄治君 | 下條 康廣君 |
| 高瀬 正之丞君 | 田村 文吉君 | 鈴木 憲一君 | 駒井 藤平君 |
| 山下 義信君 | 江熊 哲翁君 | 佐藤 尚武君 | 高橋龍太郎君 |
| 岡本 愛祐君 | 高田 寛君 | 野田 俊作君 | 山本 勇造君 |
| 中川 以良君 | 小野 哲君 | 村上 義一君 | 梅原 眞隆君 |
| 青山 正一君 | 山崎 恒君 | カニエ邦彦君 | 中村 正雄君 |
| 三好 始君 | 楠見 義男君 | 大野 幸一君 | 千葉 信君 |
| 服部 教一君 | 加賀 操君 | 中平常太郎君 | 内村 清次君 |
| 松村眞一郎君 | 來馬 琢道君 | 堀 恭兵君 | 山田 簡男君 |
| 伊藤 保平君 | 飯村 敬貴君 | 河崎 ナツ君 | 濱田 宣藏君 |
| 寺尾 博君 | 飯田精太郎君 | 藤井 新一君 | 金子 洋文君 |
| 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 | 大山 安君 | 佐伯 昭四郎君 |

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 板野 勝次君 | 中野 重治君 | 米倉 龍也君 | 赤木 正雄君 |
| 細川 嘉六君 | 西川 天香君 | 尾崎 行雄君 | 柏木 康治君 |
| 小川 友三君 | 廣瀬 興兵衛君 | 岩男 仁藏君 | 三島 通陽君 |
| 國井 淳一君 | 藤田 芳雄君 | 三島 西雄君 | 北條 秀一君 |
| 千田 正君 | 栗山 良夫君 | 徳川 宗敬君 | 鎌田 逸郎君 |
| 佐々木良作君 | 羽仁 五郎君 | 河井 鑰八君 | 宮城タマヨ君 |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 | 東浦 庄治君 | 下條 康廣君 |
| 高瀬 正之丞君 | 田村 文吉君 | 鈴木 憲一君 | 駒井 藤平君 |
| 山下 義信君 | 江熊 哲翁君 | 佐藤 尚武君 | 高橋龍太郎君 |
| 岡本 愛祐君 | 高田 寛君 | 野田 俊作君 | 山本 勇造君 |
| 中川 以良君 | 小野 哲君 | 村上 義一君 | 梅原 眞隆君 |
| 青山 正一君 | 山崎 恒君 | カニエ邦彦君 | 中村 正雄君 |
| 三好 始君 | 楠見 義男君 | 大野 幸一君 | 千葉 信君 |
| 服部 教一君 | 加賀 操君 | 中平常太郎君 | 内村 清次君 |
| 松村眞一郎君 | 來馬 琢道君 | 堀 恭兵君 | 山田 簡男君 |
| 伊藤 保平君 | 飯村 敬貴君 | 河崎 ナツ君 | 濱田 宣藏君 |
| 寺尾 博君 | 飯田精太郎君 | 藤井 新一君 | 金子 洋文君 |
| 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 | 大山 安君 | 佐伯 昭四郎君 |

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 板野 勝次君 | 中野 重治君 | 米倉 龍也君 | 赤木 正雄君 |
| 細川 嘉六君 | 西川 天香君 | 尾崎 行雄君 | 柏木 康治君 |
| 小川 友三君 | 廣瀬 興兵衛君 | 岩男 仁藏君 | 三島 通陽君 |
| 國井 淳一君 | 藤田 芳雄君 | 三島 西雄君 | 北條 秀一君 |
| 千田 正君 | 栗山 良夫君 | 徳川 宗敬君 | 鎌田 逸郎君 |
| 佐々木良作君 | 羽仁 五郎君 | 河井 鑰八君 | 宮城タマヨ君 |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 | 東浦 庄治君 | 下條 康廣君 |
| 高瀬 正之丞君 | 田村 文吉君 | 鈴木 憲一君 | 駒井 藤平君 |
| 山下 義信君 | 江熊 哲翁君 | 佐藤 尚武君 | 高橋龍太郎君 |
| 岡本 愛祐君 | 高田 寛君 | 野田 俊作君 | 山本 勇造君 |
| 中川 以良君 | 小野 哲君 | 村上 義一君 | 梅原 眞隆君 |
| 青山 正一君 | 山崎 恒君 | カニエ邦彦君 | 中村 正雄君 |
| 三好 始君 | 楠見 義男君 | 大野 幸一君 | 千葉 信君 |
| 服部 教一君 | 加賀 操君 | 中平常太郎君 | 内村 清次君 |
| 松村眞一郎君 | 來馬 琢道君 | 堀 恭兵君 | 山田 簡男君 |
| 伊藤 保平君 | 飯村 敬貴君 | 河崎 ナツ君 | 濱田 宣藏君 |
| 寺尾 博君 | 飯田精太郎君 | 藤井 新一君 | 金子 洋文君 |
| 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 | 大山 安君 | 佐伯 昭四郎君 |

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 板野 勝次君 | 中野 重治君 | 米倉 龍也君 | 赤木 正雄君 |
| 細川 嘉六君 | 西川 天香君 | 尾崎 行雄君 | 柏木 康治君 |
| 小川 友三君 | 廣瀬 興兵衛君 | 岩男 仁藏君 | 三島 通陽君 |
| 國井 淳一君 | 藤田 芳雄君 | 三島 西雄君 | 北條 秀一君 |
| 千田 正君 | 栗山 良夫君 | 徳川 宗敬君 | 鎌田 逸郎君 |
| 佐々木良作君 | 羽仁 五郎君 | 河井 鑰八君 | 宮城タマヨ君 |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 | 東浦 庄治君 | 下條 康廣君 |
| 高瀬 正之丞君 | 田村 文吉君 | 鈴木 憲一君 | 駒井 藤平君 |
| 山下 義信君 | 江熊 哲翁君 | 佐藤 尚武君 | 高橋龍太郎君 |
| 岡本 愛祐君 | 高田 寛君 | 野田 俊作君 | 山本 勇造君 |
| 中川 以良君 | 小野 哲君 | 村上 義一君 | 梅原 眞隆君 |
| 青山 正一君 | 山崎 恒君 | カニエ邦彦君 | 中村 正雄君 |
| 三好 始君 | 楠見 義男君 | 大野 幸一君 | 千葉 信君 |
| 服部 教一君 | 加賀 操君 | 中平常太郎君 | 内村 清次君 |
| 松村眞一郎君 | 來馬 琢道君 | 堀 恭兵君 | 山田 簡男君 |
| 伊藤 保平君 | 飯村 敬貴君 | 河崎 ナツ君 | 濱田 宣藏君 |
| 寺尾 博君 | 飯田精太郎君 | 藤井 新一君 | 金子 洋文君 |
| 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 | 大山 安君 | 佐伯 昭四郎君 |

定價 一部 一四四十錢

發行所 東京都新宿区市ヶ谷木村町
電話 九段五三一 圖書課
郵便東京一九〇〇〇